

令和2年

グラフで見る神奈川県下における 労働災害と健康の現状

(令和元年労働災害のとりまとめ)



神奈川県労働局・各労働基準監督署

神奈川県労働局労働基準部編

本紙本内容については下記神奈川県労働局ホームページにて、若しくは右のQRコードからご覧下さい。

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>



目 次

はじめに

1	労働災害の推移 -----	1
	労働災害による死傷者数の年次別推移(図 1-1)	
	労働災害による死亡者数の年次別推移(図 1-2)	
2	業種別災害比率 -----	3
	業種別休業 4 日以上の死傷者数(図 2-1)	
	業種別死亡者数(図 2-2)	
3	業種別労働災害の推移 -----	3
	業種別休業 4 日以上の死傷者数の推移(図 3-1-1)	
	死傷者数 平成 26 年を基準として指数化(図 3-1-2)	
	業種別死亡者数の推移(図 3-2-1) -----	4
	死亡者数 平成 26 年を基準として指数化(図 3-2-2)	
4	事故の型別災害発生状況 -----	5
	事故の型別休業 4 日以上の死傷者割合(図 4-1)	
	事故の型別死亡者割合(図 4-2) -----	5
	(1) 死傷災害の概要(図 4-3) -----	6
	(2) 食料品製造業死傷災害(図 4-4)	
	(3) 第三次産業死傷災害 -----	7
	ア 小売業(図 4-5)	
	イ 社会福祉施設(図 4-6)	
	ウ 飲食店(図 4-7)	
	(4) 陸上貨物運送事業(道路貨物運送業および陸上貨物取扱業)死傷災害(図 4-8) ---	7
	(5) 建設業死傷災害(図 4-9) -----	8
	(6) 災害多発業種死傷災害	
	ア ビルメンテナンス業(図 4-10)	
	イ 産業廃棄物処理業(図 4-11)	
	ウ 警備業(図 4-12)	
5	起因物別災害発生状況 -----	9
	起因物別休業 4 日以上の死傷者割合(図 5-1)	
	起因物別死亡者割合(図 5-2)	
	(1) 食料品製造業死傷災害(図 5-3) - -----	10
	(2) 第三次産業死傷災害	
	ア 小売業(図 5-4)	
	イ 社会福祉施設(図 5-5)	
	ウ 飲食店(図 5-6)	
	(3) 陸上貨物運送事業(道路貨物運送業および陸上貨物取扱業)死傷災害(図 5-7)	

(4) 建設業死傷災害(図 5-8)	-----	11
(5) 災害多発業種死傷災害		
ア ビルメンテナンス業(図 5-9)		
イ 産業廃棄物処理業(図 5-10)		
ウ 警備業(図 5-11)		
6 年齢階層別災害発生状況	-----	12
年齢階層別休業 4 日以上の死傷者数(図 6-1)		
年齢階層別死亡者数(図 6-2)		
業種別 50 歳以上の被災労働者の割合(図 6-3)		
7 経験年数別災害発生状況	-----	13
業種別経験年数 1 年未満の被災労働者の割合(図 7)		
8 交通労働災害発生状況	-----	13
交通労働災害 死亡者数の推移(図 8-1)		
業種別死亡者数(図 8-2)		
9 業務上疾病発生状況	-----	14
業務上疾病発生状況(年次別推移)(図 9-1)		
業務上疾病発生状況(平成 24 年～)(表 9-1)		
業務上疾病による死亡災害(平成 24～令和元年)(図 9-2)	-----	15
腰痛災害発生状況(令和元年)(図 9-3)		
年次別 熱中症による労働災害発生状況(図 9-4)		
10 労災保険給付等状況(脳・心臓疾患及び精神障害)	-----	16
脳・心臓疾患の労災補償状況(図 10-1)		
精神障害の労災補償状況(図 10-2)		
11 健康診断結果	-----	17
業種別定期健康診断実施状況(表 11-1)		
定期健康診断 有所見率の推移(神奈川・全国)(図 11-1)	-----	18
定期健康診断結果の有所見率の推移(図 11-2)		
年次別特殊健康診断実施状況(表 11-2)	-----	19
特殊健康診断有所見者率の推移(図 11-3)		
じん肺健康管理実施状況(表 11-3)	-----	20
ストレスチェック検査・面接指導実施状況(神奈川)(図 11-4)		
令和元年「心理的な負担の程度を把握するための検査」実施状況(規模別)(表 11-4)	-----	21
ストレスチェック検査・集団ごとの分析の有無(神奈川)(図 11-5)		
12 神奈川労働局 第 13 次労働災害防止推進計画の概要	-----	22
13 令和元年に発生した死亡災害の概要	-----	26
14 エイジフレンドリーガイドライン	-----	30

はじめに

全国で発生した労働災害は、昭和36年に死傷者数481,686人（休業8日以上）、死亡者数6,712人をピークに、その後、昭和47年に統計対象を休業4日以上死傷者数とした以降を含み長期的に減少しています。

神奈川県労働局管内の労働災害も、同様に昭和36年に死傷者数26,376人（休業8日以上）、死亡者数336名をピークとして長期的には減少しています。

神奈川県労働局管内の労働災害の最近の推移について、休業4日以上死傷者数（以下「死傷者数」と略）は平成21年に過去最少の6,215人になってから6,500人前後で推移してきましたが、平成30年から増加傾向が明らかとなり、平成31年及び令和元年（以下「令和元年」と略）は7,095人（前年比175人増加、増加率2.5%）と、平成20年から11年ぶりに7,000人台に達することとなりました。死亡者数は、過去最少の平成28年（28人）を下回る24人となりました。

令和元年の死傷者数を業種別にみると、陸上貨物運送事業・小売業が減少、製造業・建設業・社会福祉施設・飲食業が増加となり、なかでも大幅な増加が社会福祉施設（前年比89人、14.0%増加）・建設業（前年比81人、11.1%増加）で認められました。

令和元年の死傷者数を事故の型別にみると、平成30年と同じく、多い順で「転倒」（23.7%）、「動作の反動、無理な動作」（16.6%）、「墜落、転落」（16.4%）となりました。死亡者数については、「墜落、転落」による死亡が最も多いほか、熱中症による死亡1人、台風15号に関連する死亡2人が認められました。

令和元年の死傷者数を年齢階層別にみると、50歳以上の労働者層の割合が全体の40%以上を占める状況が平成14年以降続いていましたが、令和元年は過去最大の50.9%となり、初めて50%以上となりました。

令和元年の死傷者数を経験年数別にみると、経験1年未満の労働者の災害が全体の20%以上を占め、飲食店とビルメンテナンス業はその比率が特に高く注目されることです。

これらの分析結果にたち、神奈川県労働局では、「第13次労働災害防止推進計画」（期間 平成30年度～令和4年度）を「働き方改革」とともに推進してまいります。推進期間中は、労働災害が増加傾向にある業種の、小売業、飲食店、社会福祉施設、陸上貨物運送事業を中心に取組むこととしております。同時に、令和2年3月に厚生労働省が新たに策定した「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」の幅広い周知にも努めていく予定です。

事業者、関係者の皆様におかれましては、本冊子を労働災害防止のための一助としてご活用いただければ幸いです。そして、基本的な安全衛生対策の実施はもとより、雇入れ時教育等の安全衛生教育の教育内容の充実、さらには「危険の見える化」など災害防止活動の一層の活発化をお願い申し上げます。

令和2年5月 神奈川県労働局労働基準部

労働災害とは

労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。(労働安全衛生法第2条第1号)

事業者等の責務

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。(労働安全衛生法第3条第1項)

労働災害と事業者責任

(1) 安全配慮義務

安全配慮義務は判例上認められたものです。

事業主がこの安全配慮義務を履行していないときは、債務不履行責任（民法第415条）が問われます。

労働契約法第5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするもの。」と規定しています。

(2) 事業者等の災害防止責任

法令違反と義務主体の責任

刑事上の責任

- ・労働安全衛生法:措置義務違反
- ・刑法:業務上過失致死傷
(罰則の適用)

行政上の制裁

- ・使用/作業停止
- ・入札停止
- ・営業停止
- ・企業名公表 等

民事上の責任

- ・労働契約法第5条
:労働者の安全への配慮
- ・民法第415条:債務不履行責任
- ・民法第709条:不法行為責任
- ・民法第715条:使用者責任

社会的制裁

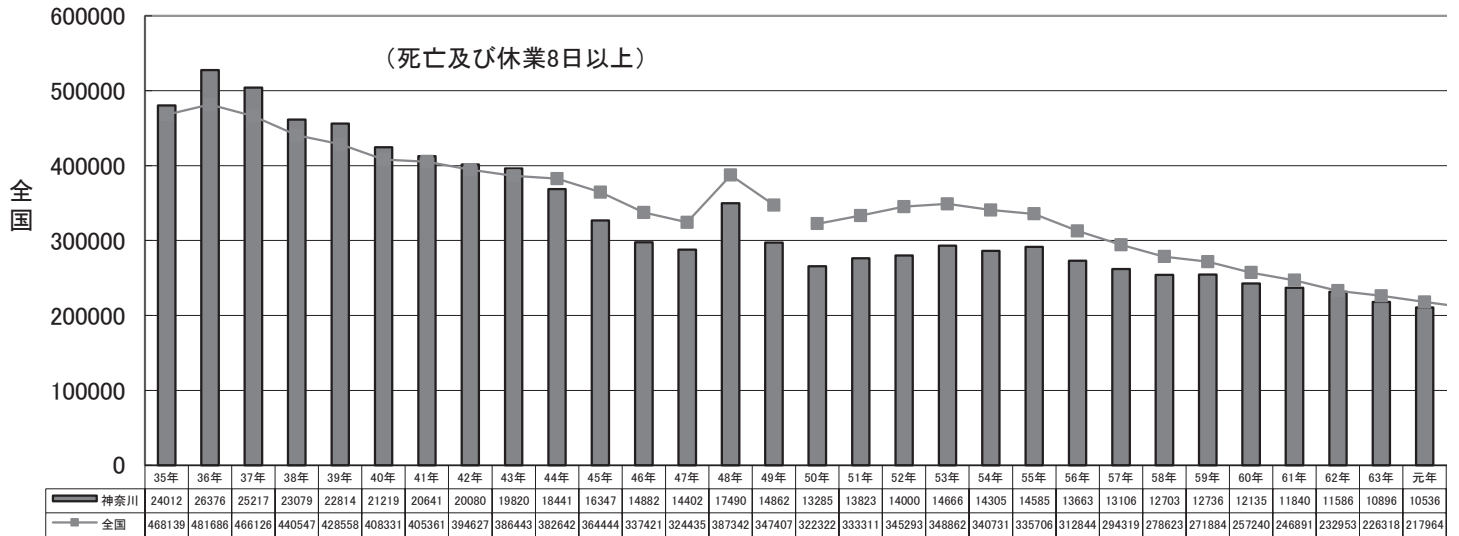
- ・マスコミでの非難報道や風評
- ・信用失墜、顧客離れ
- ・経営不振→廃業

1 労働災害の推移

全国の労働災害による死亡者数は、昭和36年をピーク(6,712人)として、長期的には減少傾向を示しており、平成27年以降は死亡者数が千人を下回り、令和元年(平成31年)は過去最少の845人となりました。

死傷者数についても長期的には減少傾向を示していますが、平成21年(105,718人)を底に、増減を繰り返し、微小な増加傾向が見受けられます。ただし、令和元年(平成31年)は、前年に比べ1,718人減少し125,611人となりました。

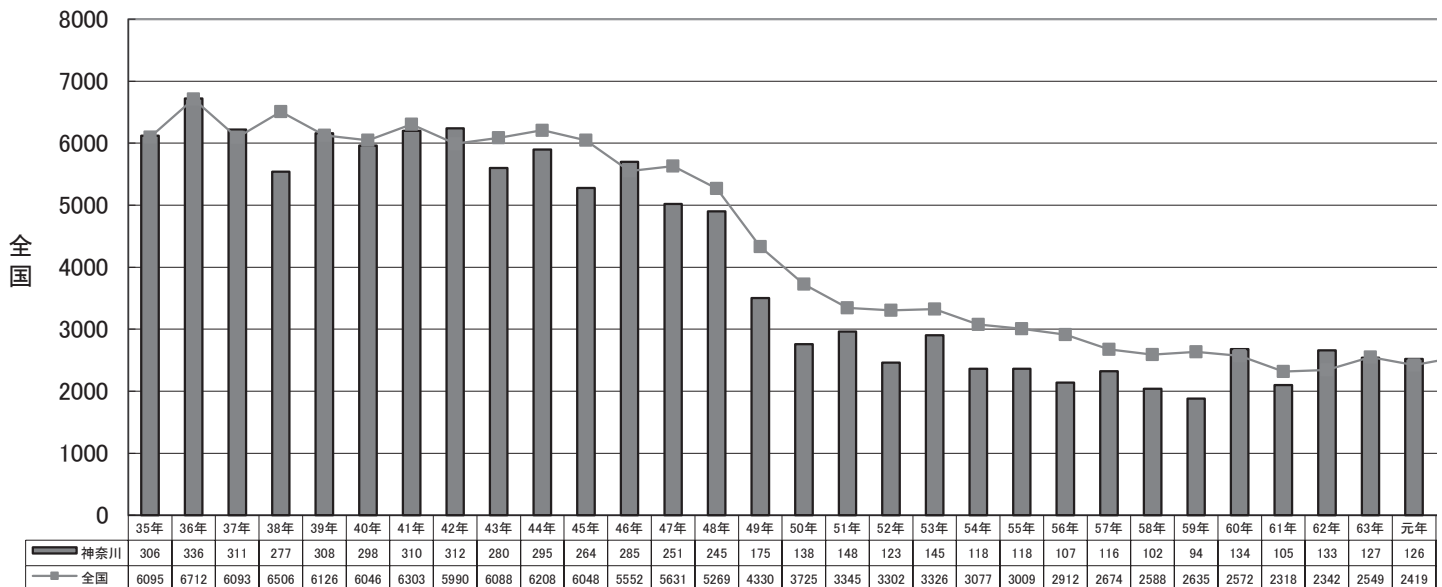
図1-1 労働災害による死傷者数の年次別推移



(全国データは労災給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)から作成)

神奈川データは平成10年までは労災給付データ、平成11年以降は労働者死傷病報告から作成)

図1-2 労働災害による死亡者数の年次別推移

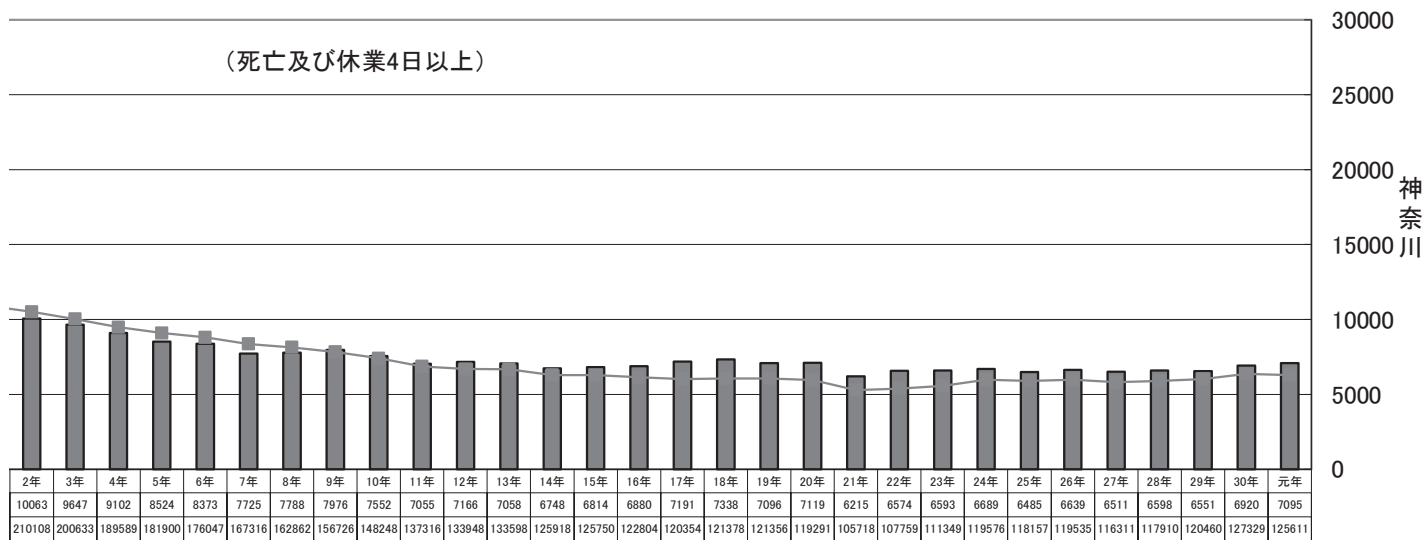


(死亡災害報告から作成)

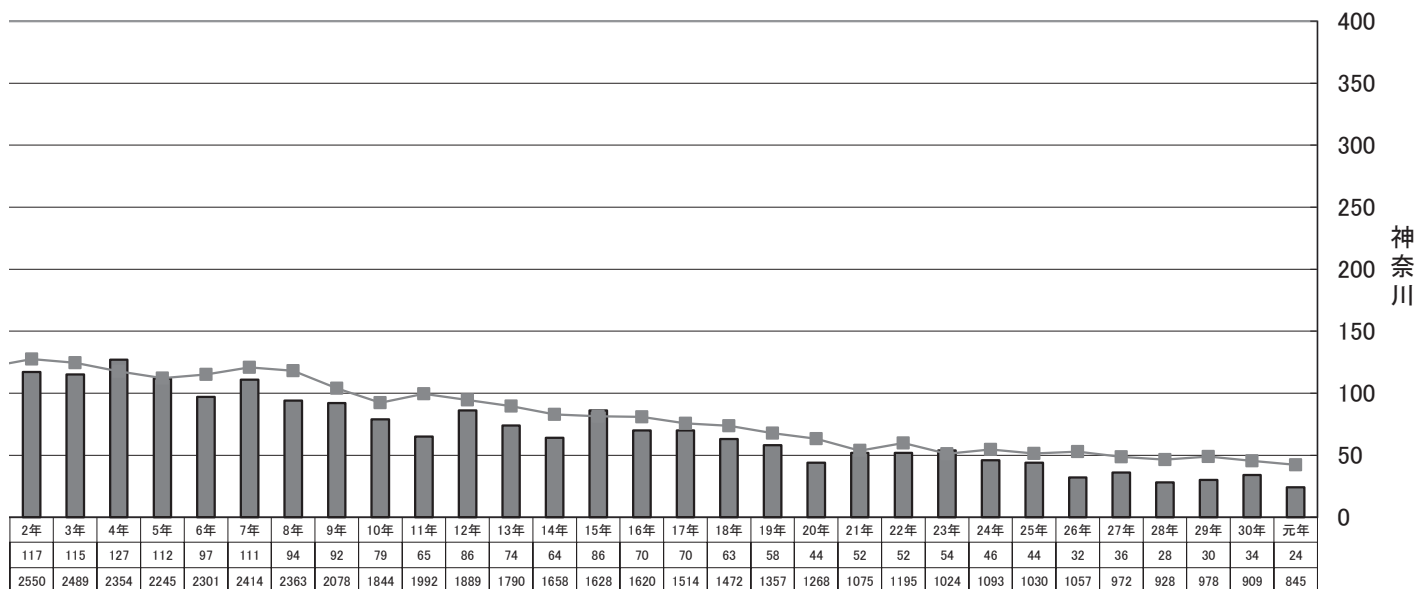
神奈川県労働局管内の労働災害による死亡者数は、昭和36年の336人をピークとして長期的に減少傾向にあり、平成26年以降は40人を下回り、令和元年(平成31年)には24人と過去最少となりました。

死傷者数も同様に長期的には減少傾向にありますが、平成21年(6,215人)を底に、増減を繰り返し、令和元年(平成31年)は、前年に比べ175人増加し7,095人となりました。

(死亡及び休業4日以上)



(平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死傷者数を除いた数)

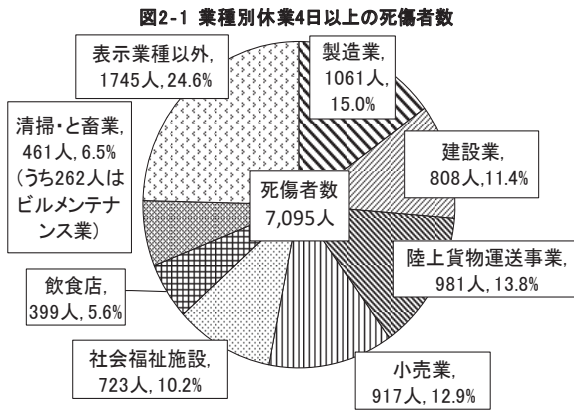


(平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死亡者数を除いた数)

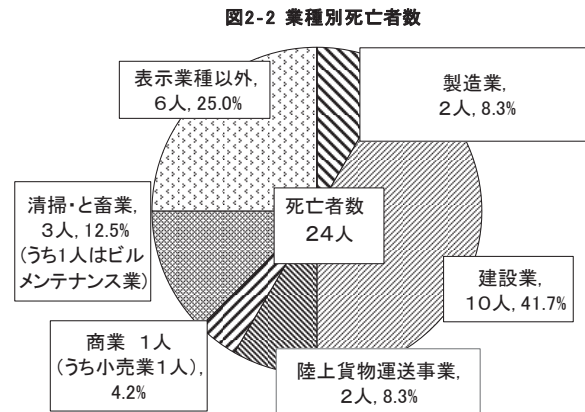
2 業種別災害比率

休業4日以上の死傷者数7,095人を主要業種別に見ると、製造業1,061人(15.0%)、陸上貨物運送事業981人(13.8%)、小売業917人(12.9%)、建設業808人(11.4%)の4業種で53.1%を占めています。(図2-1)

死亡者24人を主要業種別に見ると、建設業10人(41.7%)、清掃・と畜業3人(12.5%)(うち1人はビルメンテナンス業)、製造業2人(8.3%)、陸上貨物運送事業2人(8.3%)、商業1人(小売業、4.2%)となっています。(図2-2)



令和元年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



令和元年 神奈川県労働局死亡災害報告

3 業種別労働災害の推移

死傷者数の推移は、長期的減少傾向にある製造業と建設業では、製造業は平成27年からの微増が続く、建設業は増減を繰り返しています。運輸業（陸上貨物運送事業を含む運輸交通業と貨物取扱業の合計）は、（年によって増減はあるものの）増加傾向にあります。また、これら以外の第三次産業を中心とした業種が増加傾向を示しています。(図3-1-1, 図3-1-2 参照)

図3-1-1 業種別休業4日以上の死傷者数の推移

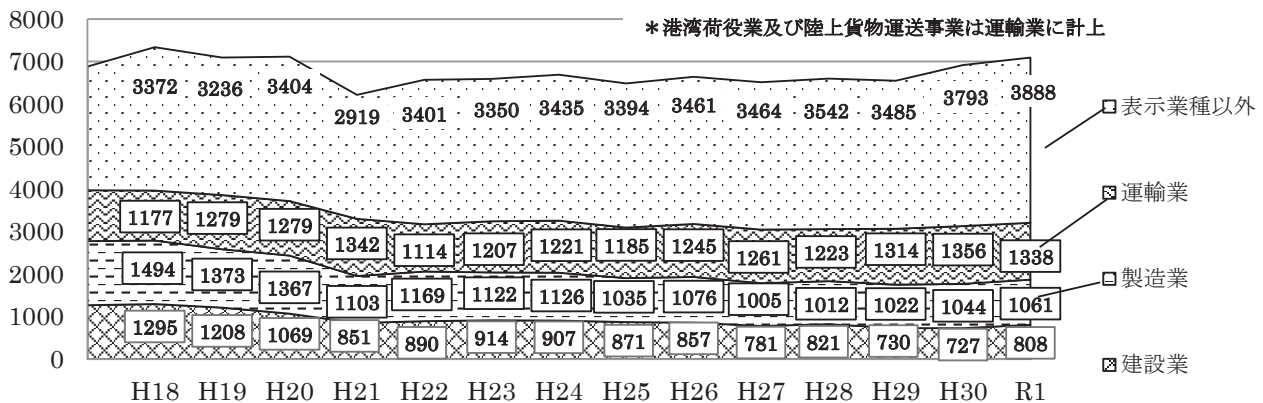
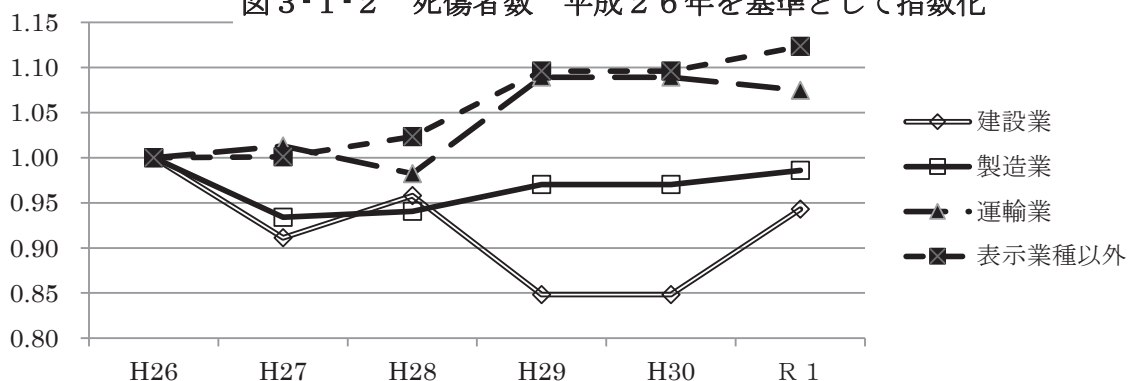
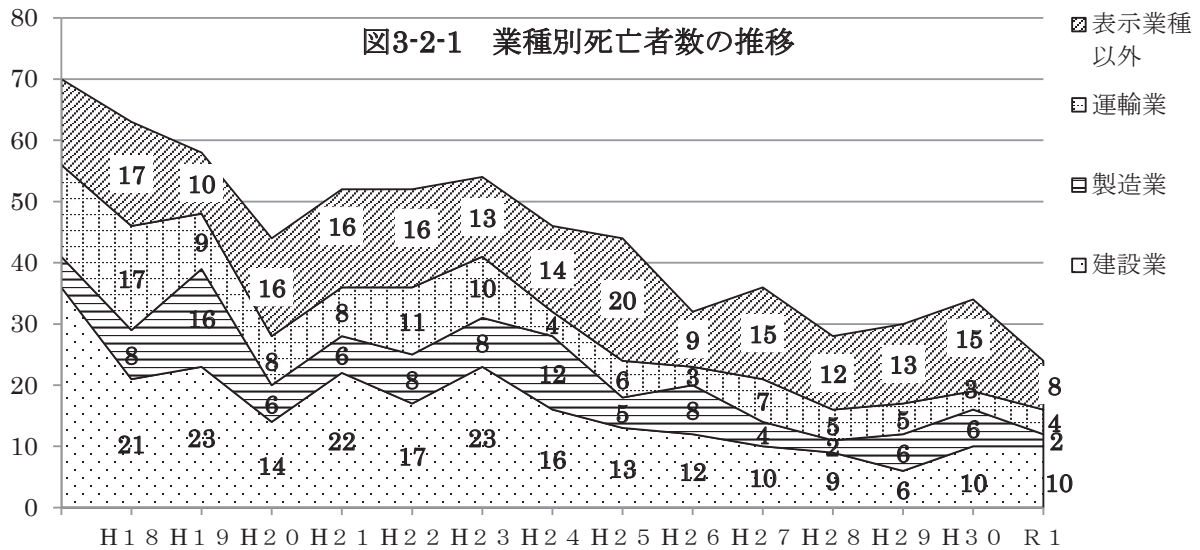


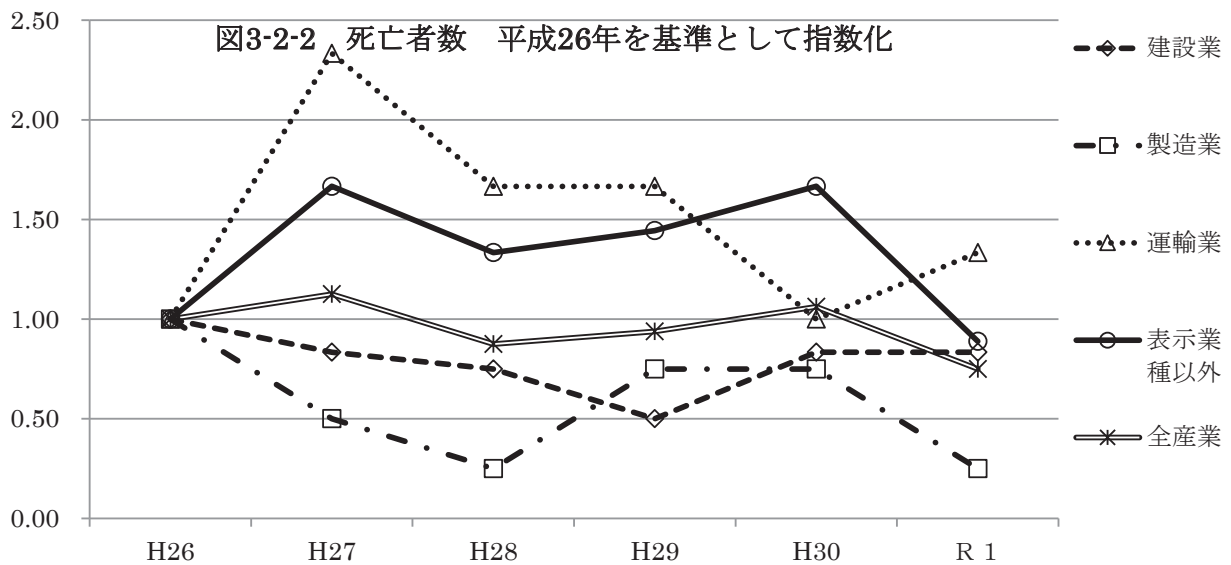
図3-1-2 死傷者数 平成26年を基準として指数化



死亡者数については、製造業、建設業、運輸業は増減を繰り返すも長期的には減少傾向にあり、令和元年（平成31年）は、平成28年と並び、最少の人数となりました。また、これら以外の第三次産業を中心とした業種は多発傾向を示していましたが、令和元年（平成31年）は、最少の人数となりました。(図3-2-1) (図3-2-2)



* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上



神奈川労働局死亡災害報告

* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

STOP!
 転倒災害プロジェクト
 神奈川
 「滑り」「つまづき」「踏み外し」等による転倒災害を防止しましょう。

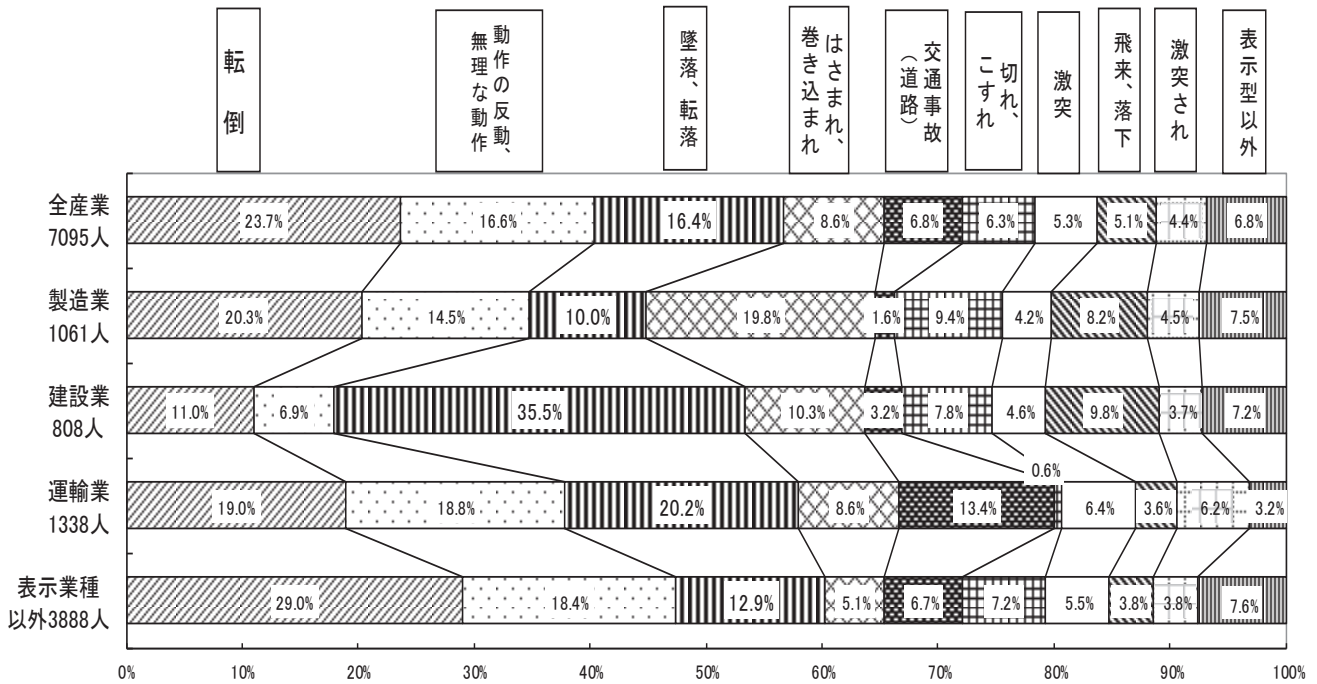


全ての作業従事者に労働災害防止を意識してもらうために、Safe Work の標語で安全作業を確認しましょう。

4 事故の型別災害発生状況

全産業の休業4日以上の死傷災害を事故の型別に分類すると、「転倒」(23.7%)が最も多く、次いで「動作の反動、無理な動作」(16.6%)、「墜落、転落」(16.4%)、「はさまれ、巻き込まれ」(8.6%)、「交通事故(道路)」(6.8%)の順(図4-1)(図4-3)となっています。全産業の死亡災害については、「墜落、転落」(45.8%)、「交通事故(道路)」(25.0%)の順(図4-2)になっています。第13次労働災害防止推進計画における重点業種、多発傾向にある業種については、下図(図4-1から図4-12)に示すとおりです。

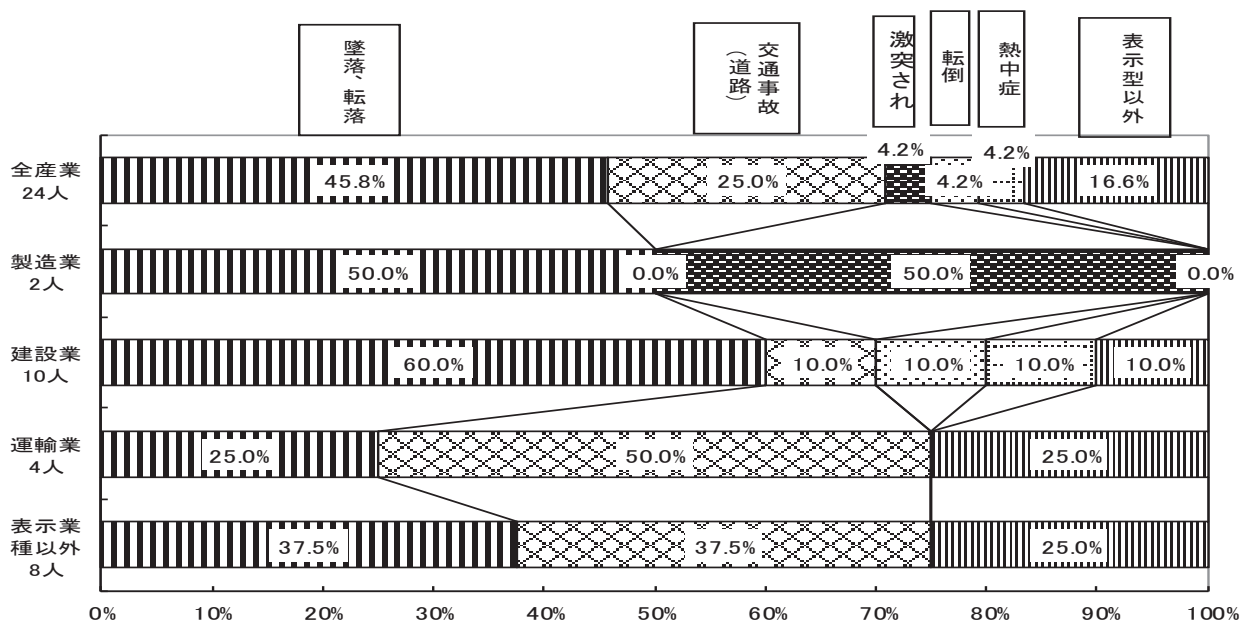
図4-1 事故の型別休業4日以上の死傷者割合



令和元年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

図4-2 事故の型別死亡者割合



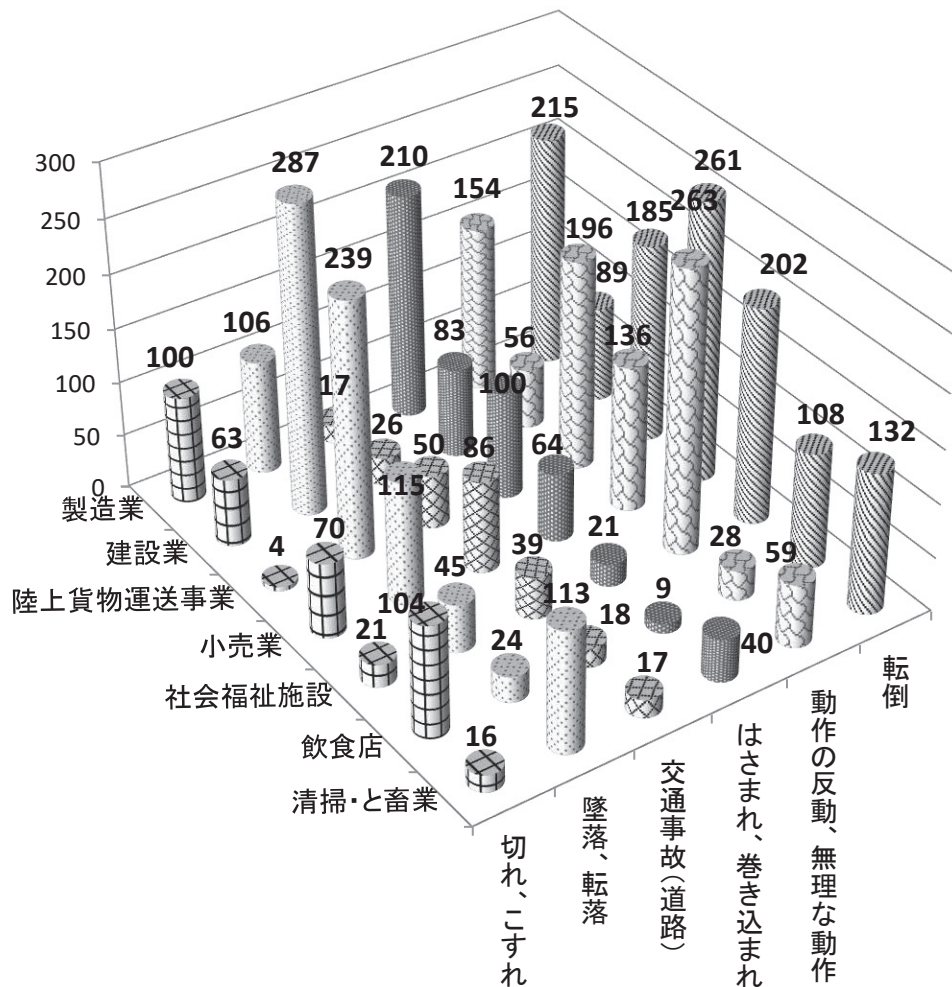
令和元年 神奈川県労働局死亡災害報告

* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

(1) 死傷災害の概要(図 4-3)

令和元年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

労働災害が多く発生している業種について事故の型別に分類

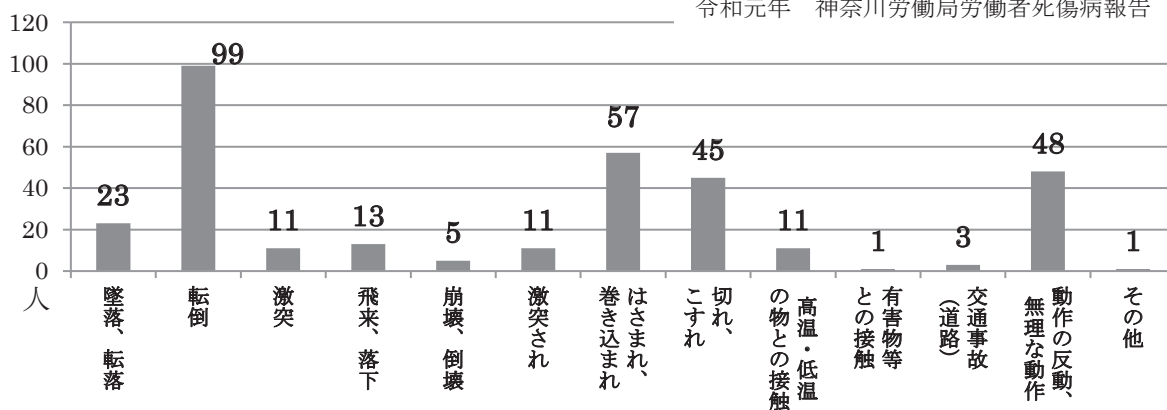


(2) 食料品製造業死傷災害(図 4-4)

計 328 (0)

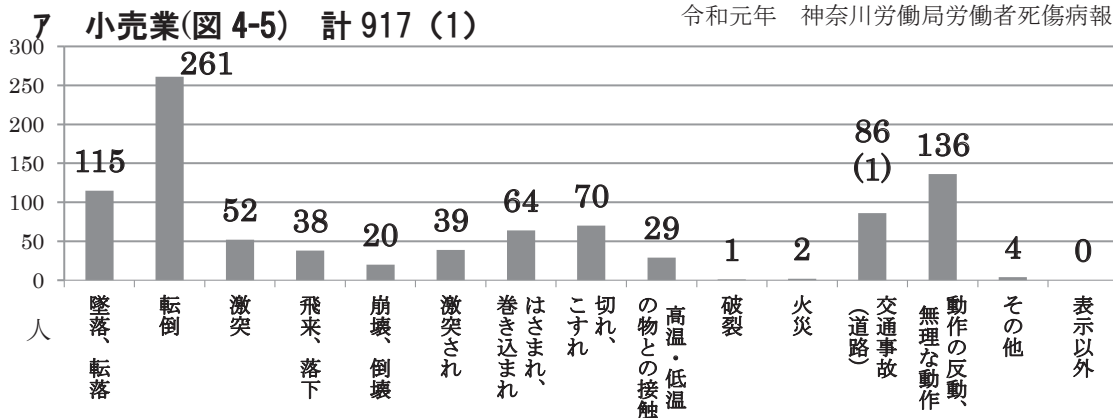
() は死亡者の数で内数 (以下同じ)

令和元年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

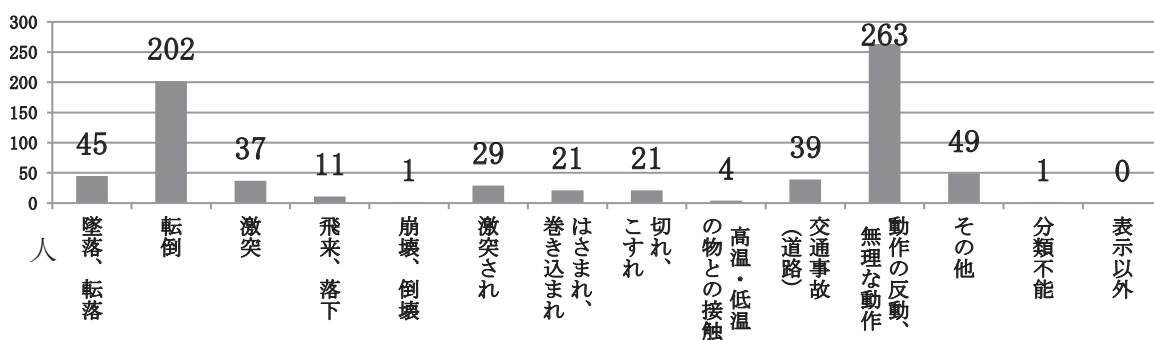


(3) 第三次産業死傷災害

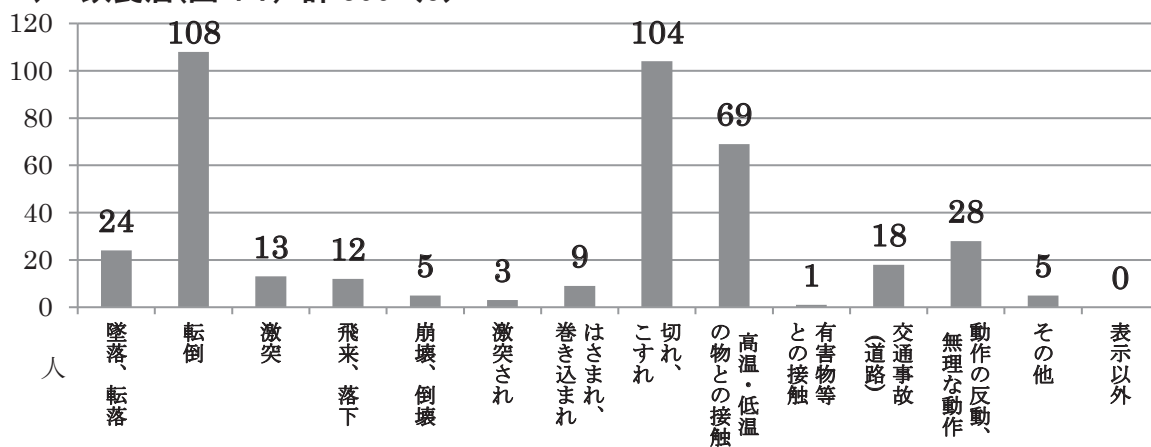
令和元年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



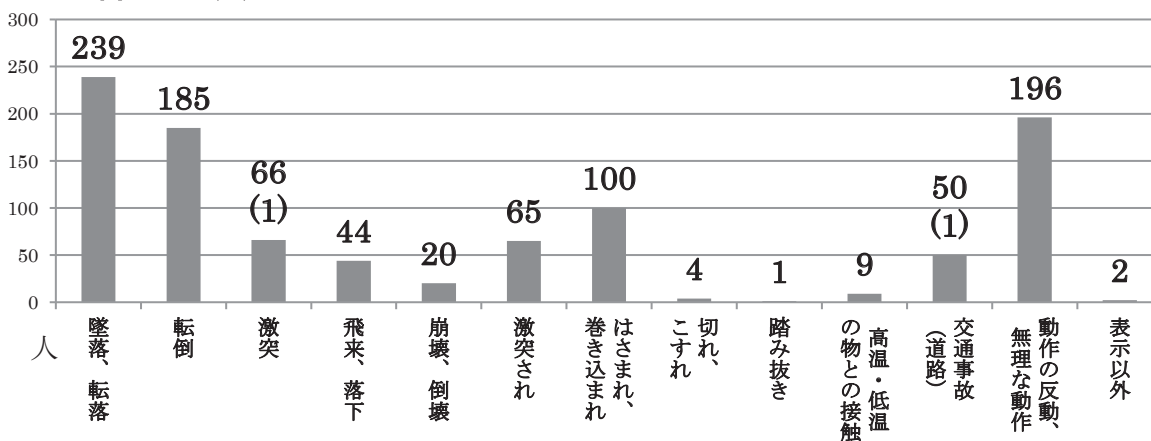
イ 社会福祉施設(図 4-6) 計 723 (0)



ウ 飲食店(図 4-7) 計 399 (0)

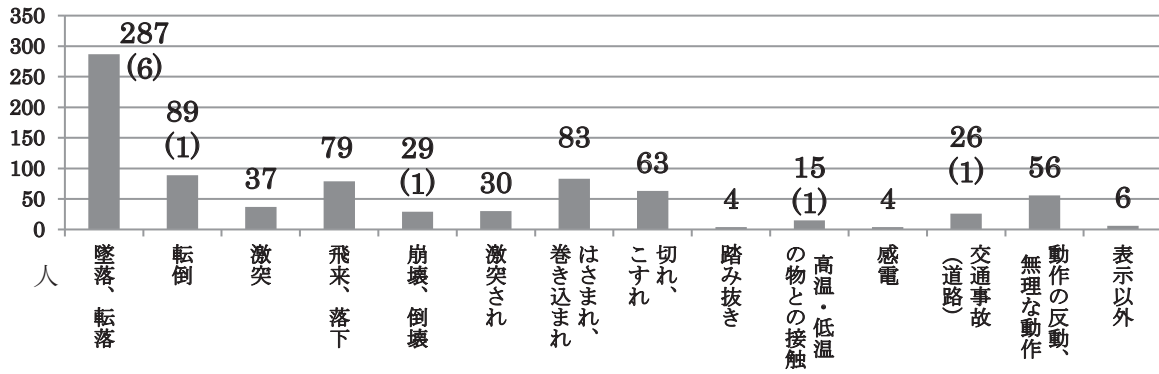


(4) 陸上貨物運送事業(道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業) 死傷災害(図 4-8) 計 981 (2)



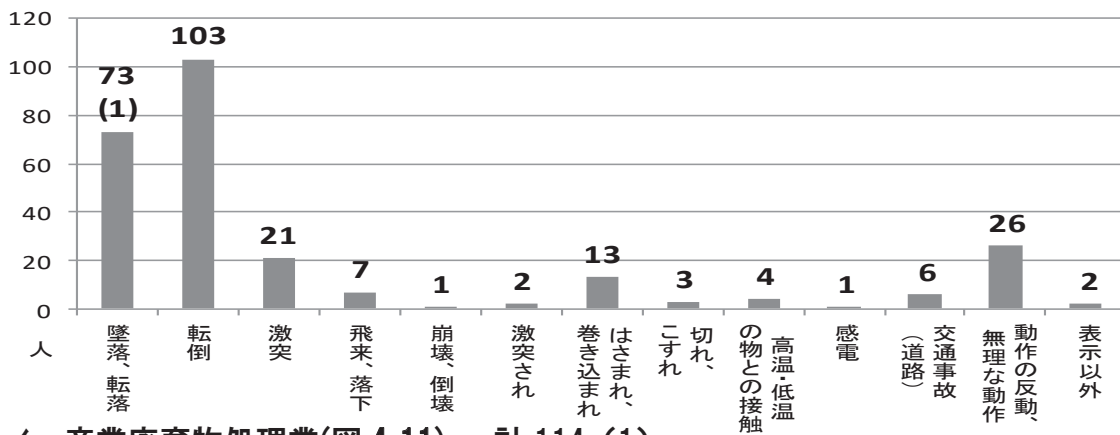
(5) 建設業死傷災害(図 4-9) 計 808 (10)

令和元年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

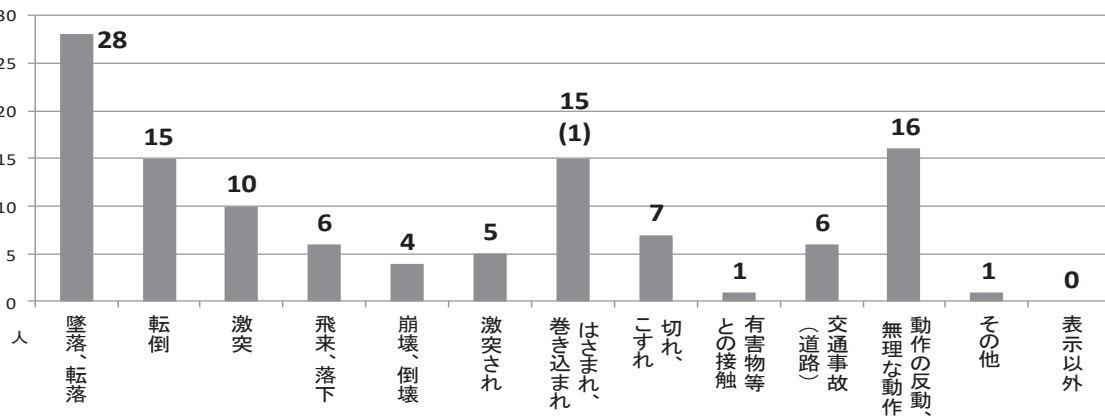


(6) 災害多発業種死傷災害

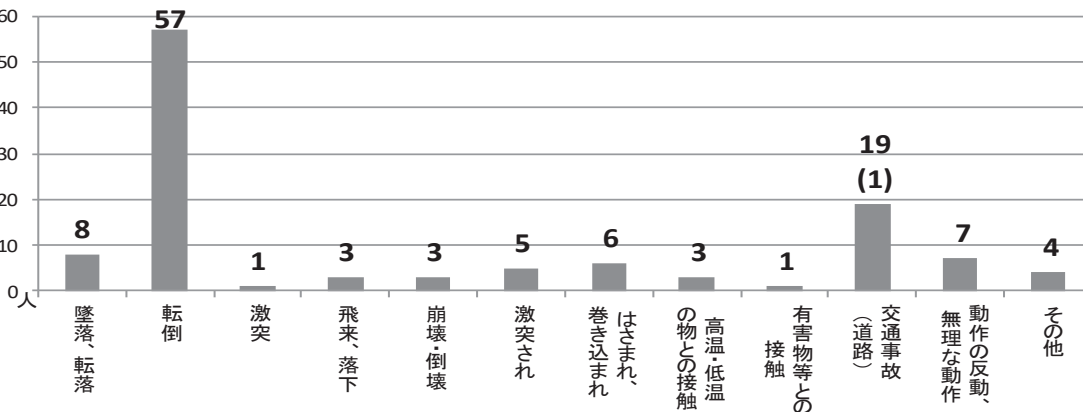
ア ビルメンテナンス業(図 4-10) 計 262 (1)



イ 産業廃棄物処理業(図 4-11) 計 114 (1)



ウ 警備業(図 4-12) 計 117 (1)



5 起因物別災害発生状況

全産業の休業4日以上死傷災害を起因物別に分類すると、「仮設物、建築物、構築物等」(27.0%)、「その他の装置等」(23.9%)、「物上げ装置、運搬機械」(19.0%)の順(図5-1)であり、死亡災害は、「物上げ装置、運搬機械」(37.5%)、「その他の装置等」(25.0%)、「仮設物、建築物、構築物等」(20.8%)の順(図5-2)になっています。

第13次労働災害防止推進計画における重点業種、多発傾向にある業種については、下図(図5-1から図5-11)に示すとおりです。

図5-1 起因物別休業4日以上死傷者割合

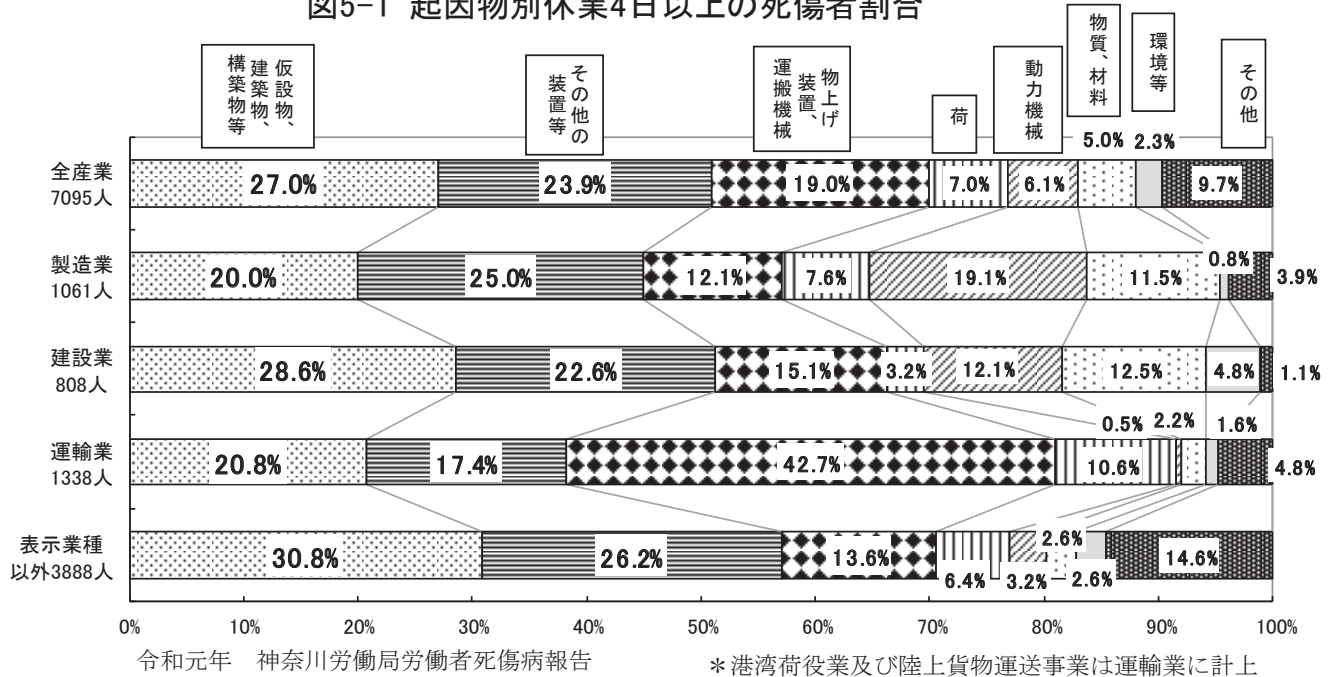
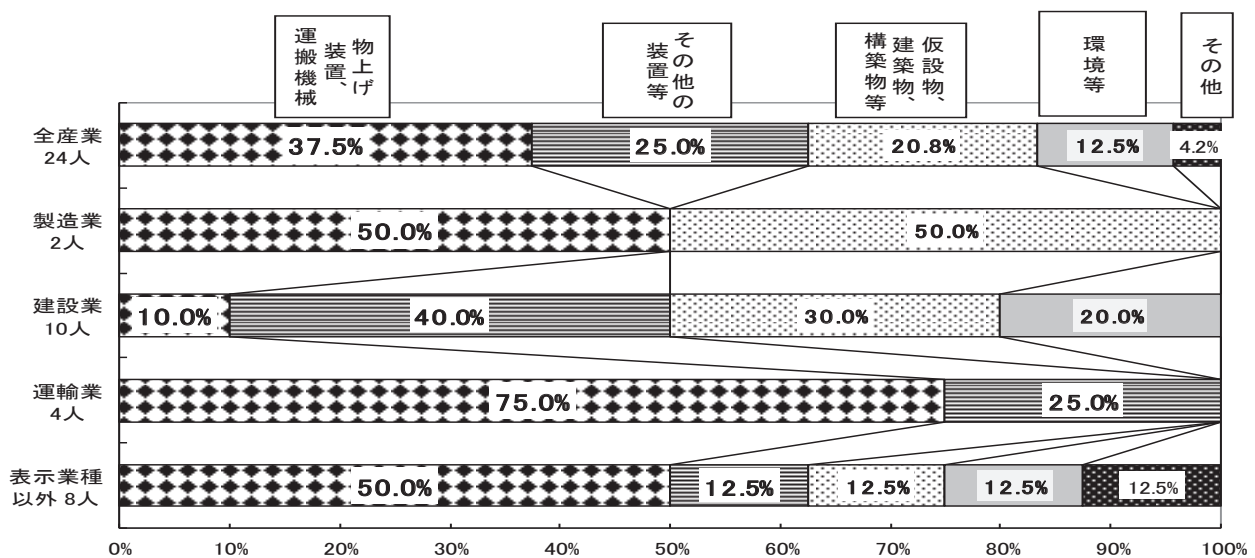
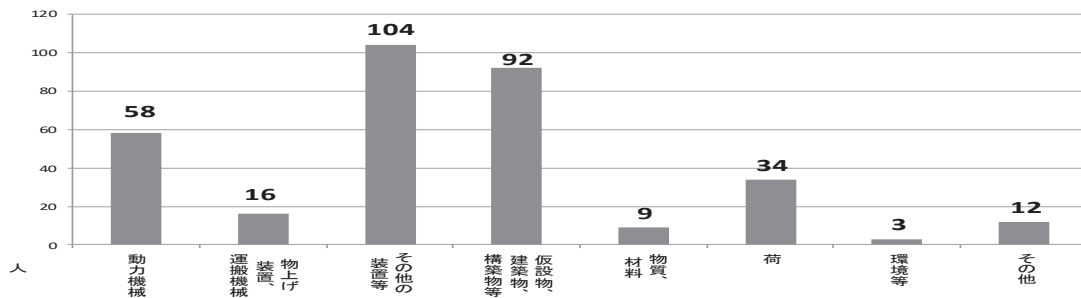


図5-2 起因物別死亡者割合

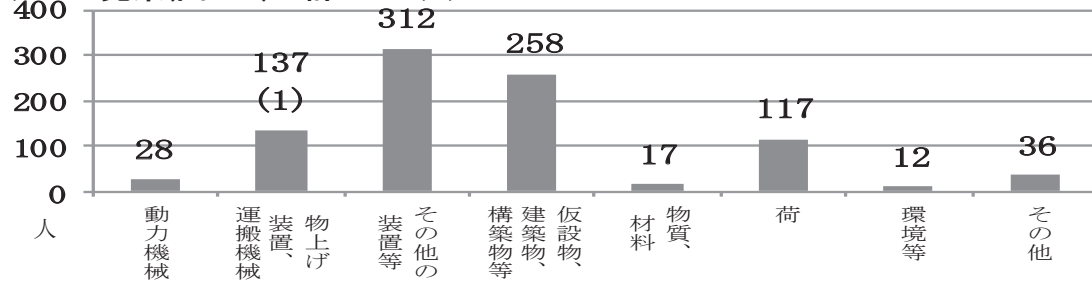


(1) 食料品製造業死傷災害(図 5-3) 計 328 (0) 令和元年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

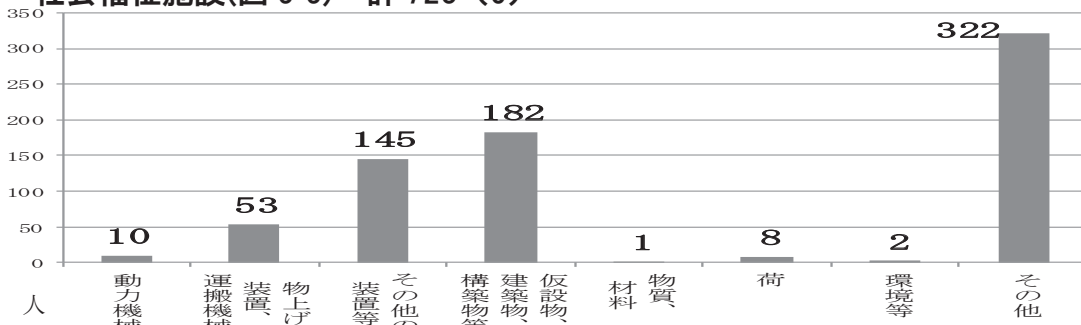


(2) 第三次産業死傷災害

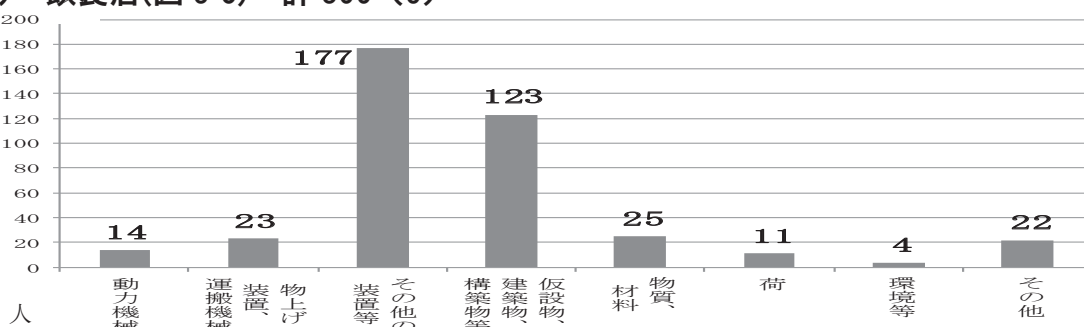
ア 小売業(図 5-4) 計 917 (1)



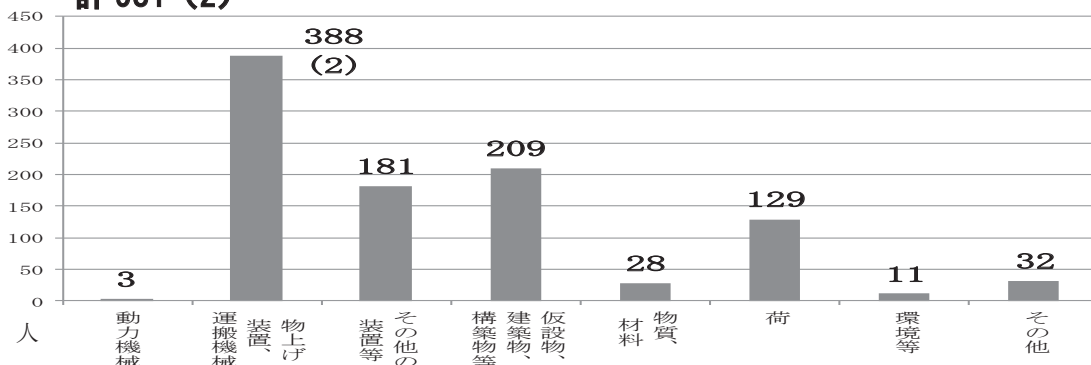
イ 社会福祉施設(図 5-5) 計 723 (0)



ウ 飲食店(図 5-6) 計 399 (0)

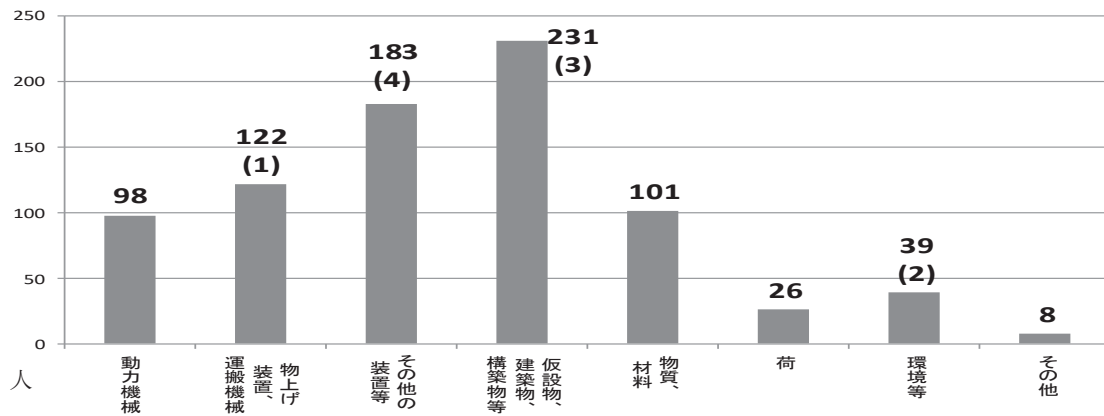


(3) 陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業) 死傷災害(図 5-7) 計 981 (2)



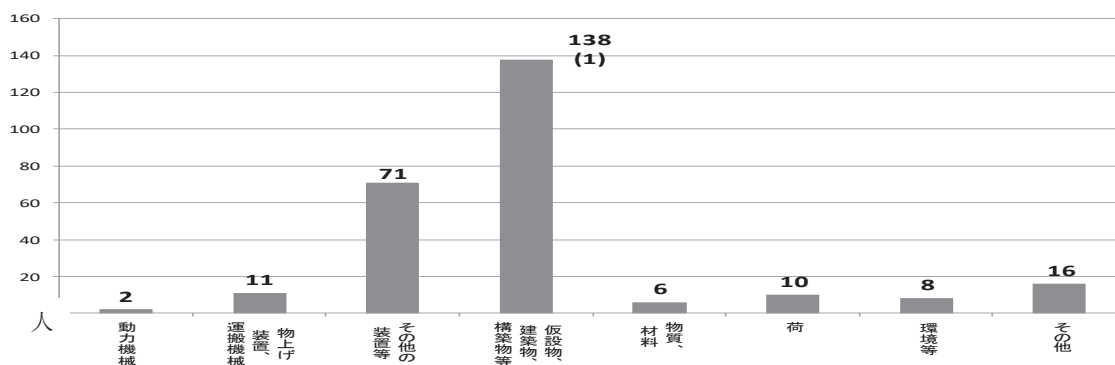
(4) 建設業死傷災害(図 5-8) 計 808 (10)

令和元年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

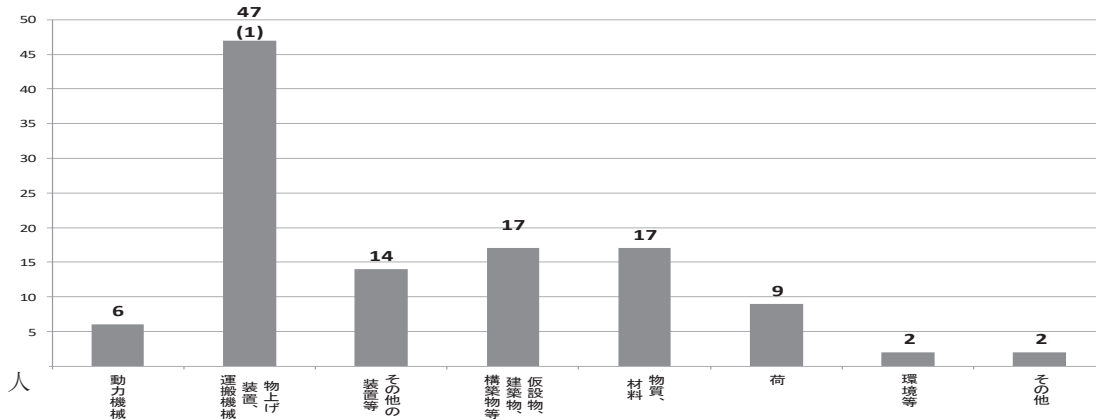


(5) 災害多発業種死傷災害

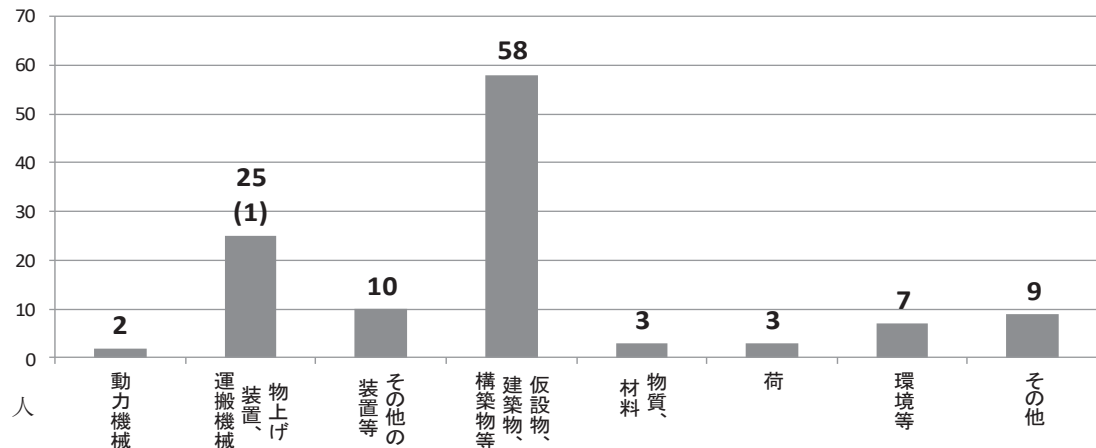
ア ビルメンテナンス業(図 5-9) 計 262 (1)



イ 産業廃棄物処理業(図 5-10) 計 114 (1)



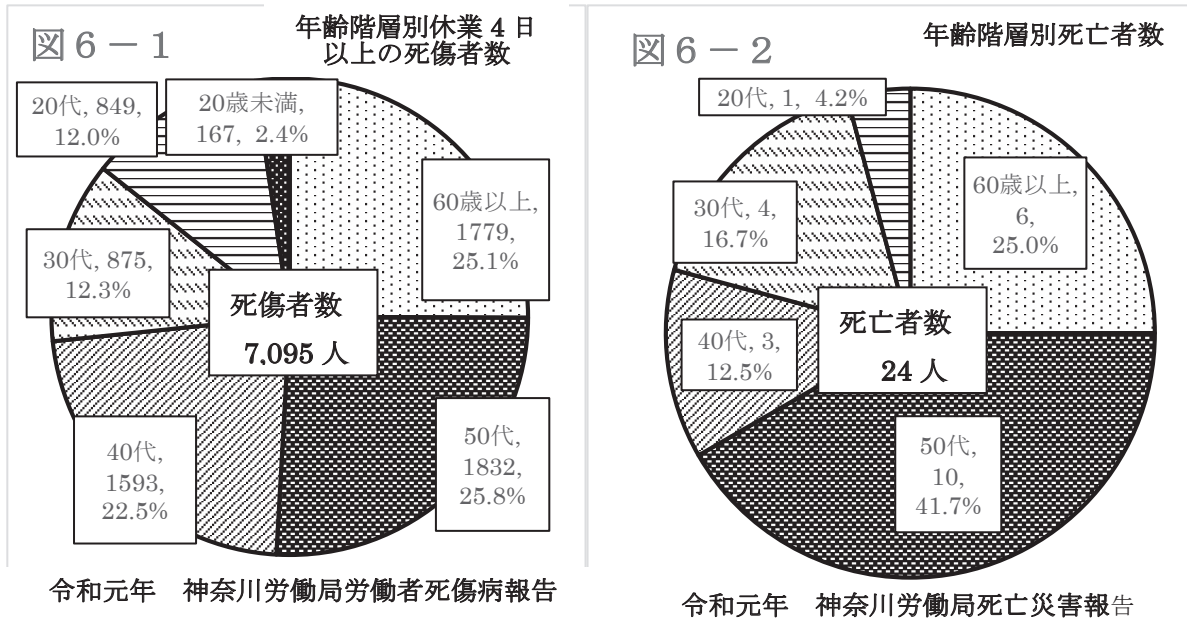
ウ 警備業(図 5-11) 計 117(1)



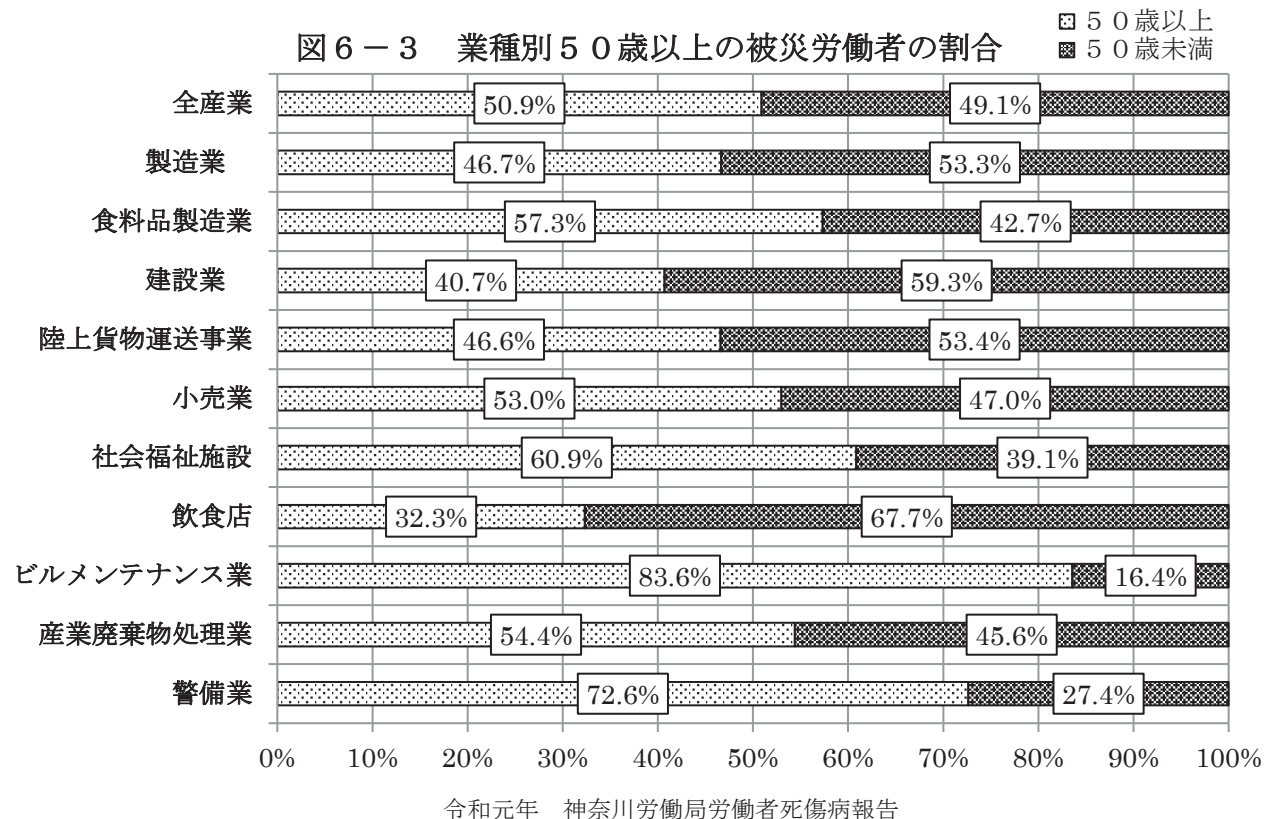
6 年齢階層別災害発生状況

令和元年の休業4日以上死傷者数を年齢階層別に見ると、50歳以上の労働者層の災害は全産業で全体の50.9%を占め、初めて50%以上となりました。また、60歳以上の労働者層の割合も初めて25%以上となりました。(図6-1)

死亡者数は、全産業で全体の66.7%を50歳以上の労働者層が占め、初めて60%以上となりました。(図6-2)



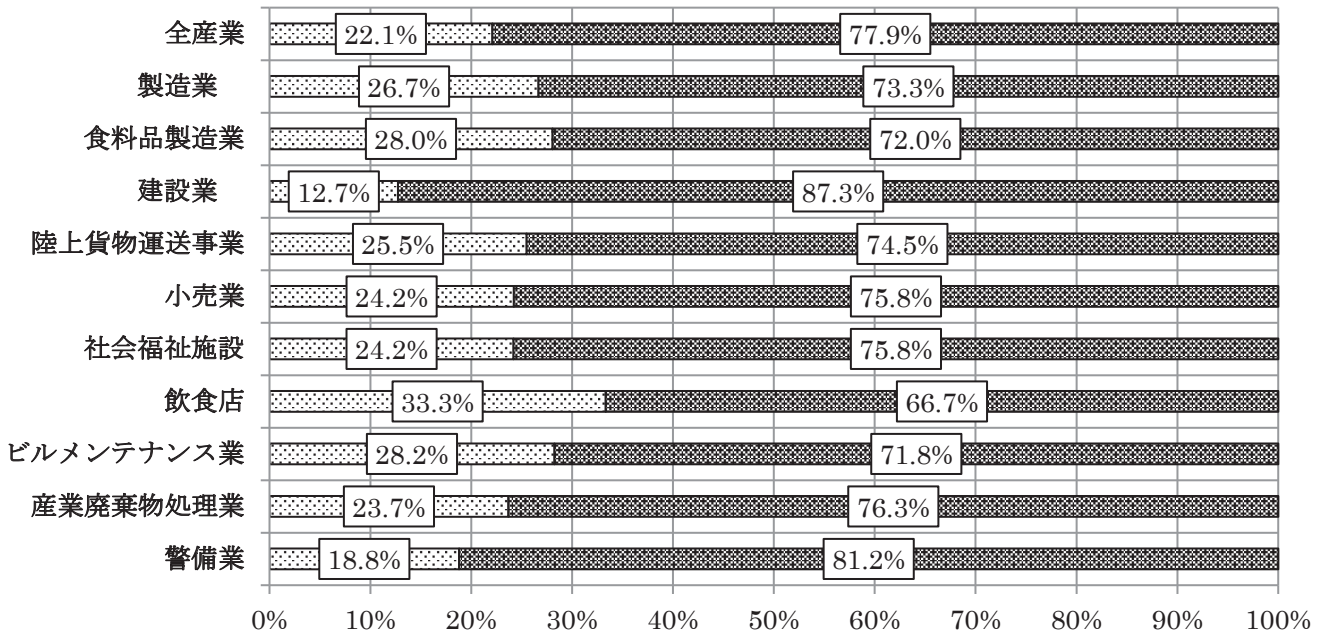
50歳以上の労働者が全被災者に占める割合を業種別(第13次労働災害防止推進計画の重点業種や年間100人を超えた業種)で見ると、ビルメンテナンス業83.6%、警備業72.6%、社会福祉施設60.9%等が全産業50.9%に比べ高い比率になっています。(図6-3)



7 経験年数別災害発生状況

令和元年の休業4日以上死傷者数のうち、経験年数が1年未満で被災した労働者数の割合は全産業で22.1%を占めています。業種別では飲食店が33.3%と最も高く、ビルメンテナンス業28.2%、食料品製造業28.0%の順となっており、平成30年に比べ、ビルメンテナンス業(18.1→28.2%)、飲食店(25.4→33.3%)において割合が大きく増えています。(図7)

図7 業種別経験年数1年未満の被災労働者の割合



令和元年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

8 交通労働災害発生状況

交通労働災害による死亡者数の推移については、全労働災害の死亡者数に占める交通労働災害の死亡者数の割合は、平成22年から減少傾向を示していたものの、平成26年に大幅に増加し、平成27年に減少があった以降、増加傾向を示しています。(図8-1)

過去5年間の交通労働災害による死亡者を業種別に見ると、運輸業と建設業が21.7%と最も多く、次いで、商業17.4%、製造業4.3%の順となっています。(図8-2)

図8-1 交通労働災害 死亡者数の推移

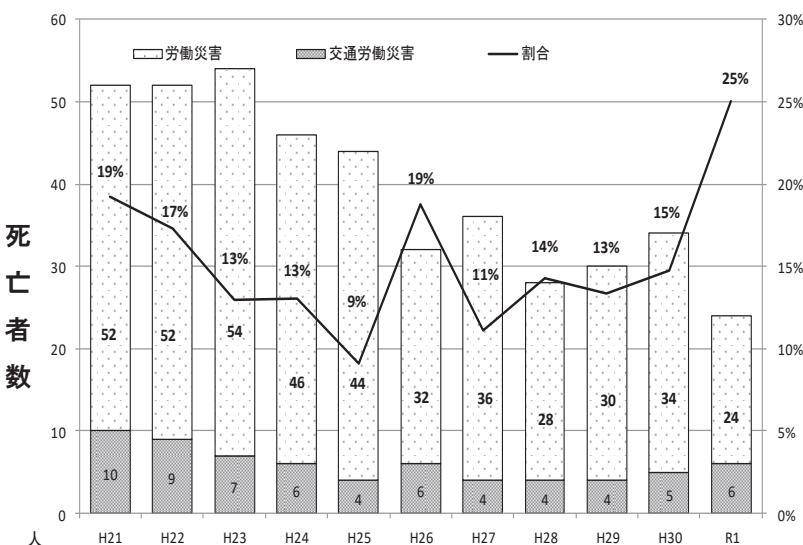
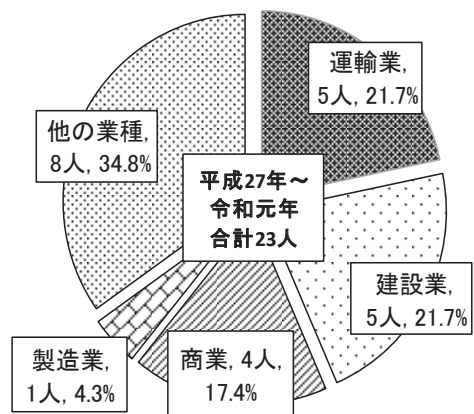


図8-2 業種別死亡者数



令和元年 神奈川県労働局死亡災害報告

9 業務上疾病発生状況

休業4日以上の業務上疾病件数は、平成29年、平成30年と増加傾向を示していましたが、令和元年は616件と減少に転じています。業務上疾病の内訳は、負傷に起因する疾病が499件と最も多く、その多くは災害性腰痛(462件)が占めています。(図9-1・9-3、表9-1)

令和元年の業務上疾病による死亡者数は2人で、脳・心臓疾患、熱中症によるものでした。平成24年～令和元年の8年間でみると、業務上疾病による死亡者数38人のうち、脳・心臓疾患が23人で最も多く、次に熱中症の9人、精神障害(自殺)が2人、酸欠・一酸化炭素中毒等が3人、化学物質・有害物質へのばく露が1人となっています。(図9-2・9-4)

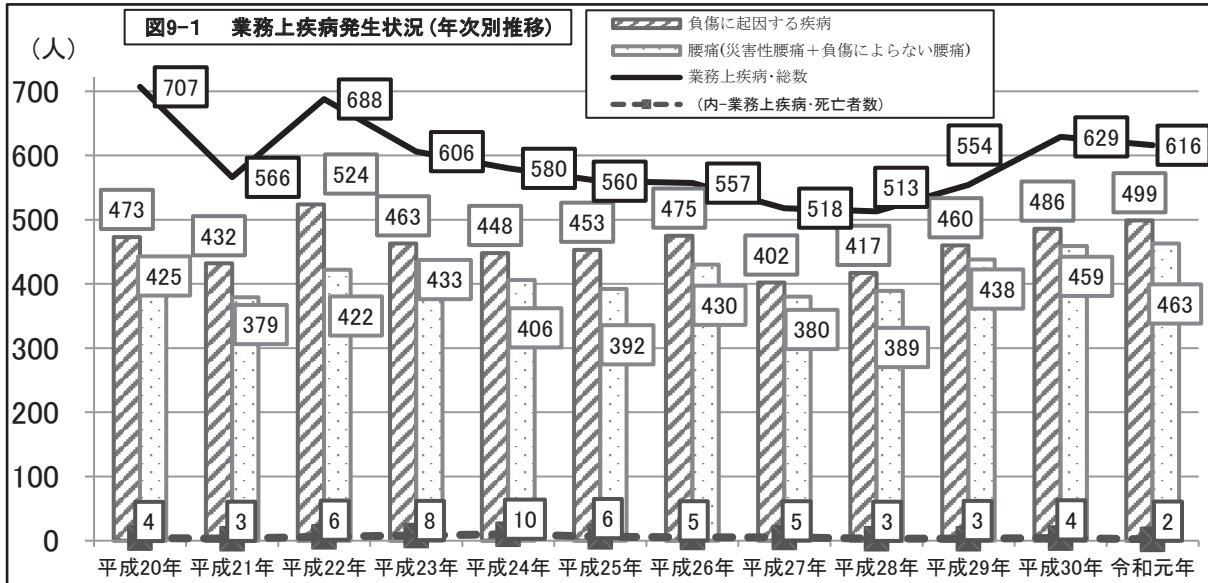


表9-1 業務上疾病発生状況 (平成24年～)

疾病分類	年次	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
負傷に起因する疾病 総数		448	453	475	402	417	460	486	499
[うち災害性腰痛]		406	392	429	379	384	434	450	462
[うち死亡者数]		0	0	0	0	0	0	0	0
物理的因子	有害光線による疾病	1	1		2		1		
	電離放射線による疾病								
	異常気圧下における疾病	1							1
	異常温度条件による疾病	29	(3) 42	(1) 25	32	26	34	(4) 78	(1) 54
	騒音による耳の疾病	1				1			2
	上記以外の原因による疾病	7			1	1	1		1
作業態様	重激業務による運動器疾患と内臓脱	10	1	2	1	4	5	3	1
	負傷によらない業務上の腰痛			1	1	5	4	9	1
	振動障害								
	手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	12	20	9	13	19	12	19	25
	上記以外の原因による疾病	5	4	2	2	2	1	7	5
物質等	酸欠欠乏症				(1) 1	1			
	化学物質による疾病(がんを除く)	(1) 12	8	(2) 5	17	8	6	5	9
じん肺症及びじん肺合併症	12	7	12	6	7	8	3	2	
病原体による疾病	16	11	9	27	10	8	10	8	
がん原生物質等による疾病									
過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等	—	—	(1) 3	(4) 4	(3) 5	(3) 5	4	(1) 2	
強い心理的負荷を伴う業務による精神障害	—	—	(1) 1	4	4	4	1	2	
その他の業務に起因することの明らかな疾病	(9) 26	(3) 13	19	5	2	5	3	4	
合計		(10) 580	(6) 560	(5) 557	(5) 518	(3) 513	(3) 554	(4) 629	(2) 616

注1 労働者死傷病報告により休業4日以上の業務上疾病災害の数を集計、()内は死亡数で内数である。

注2 じん肺症及びじん肺合併症については、当該年中に療養が必要と決定された人数である。

注3 脳血管・心臓疾患等、精神障害等については平成26年から集計している。

図・表の統計数値—いずれも、神奈川県労働局 労働者死傷病報告 から

図9-2 業務上疾病による死亡災害（平成24年～令和元年）[合計 38件]

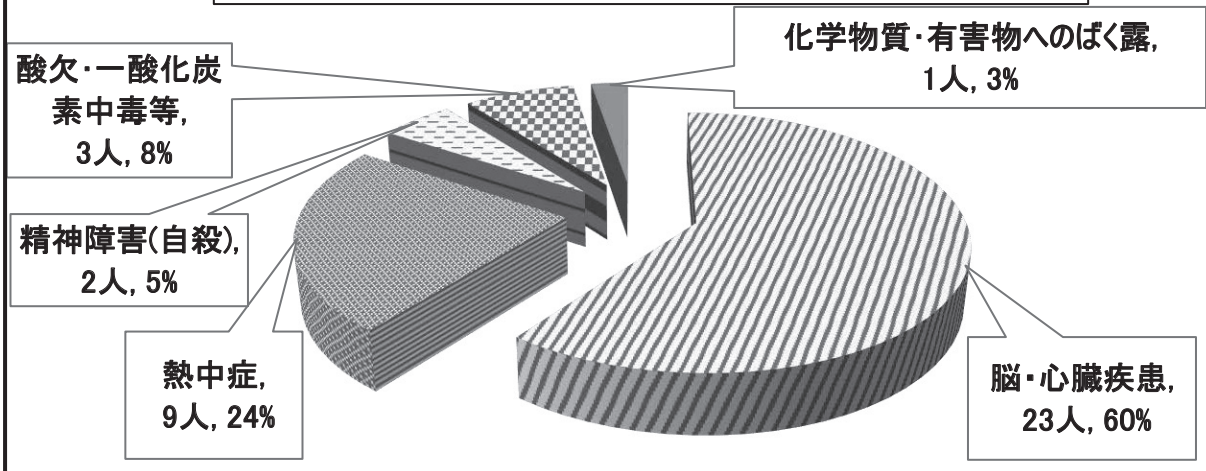


図9-3 腰痛災害発生状況（令和元年）

（災害性腰痛＋負傷によらない腰痛）

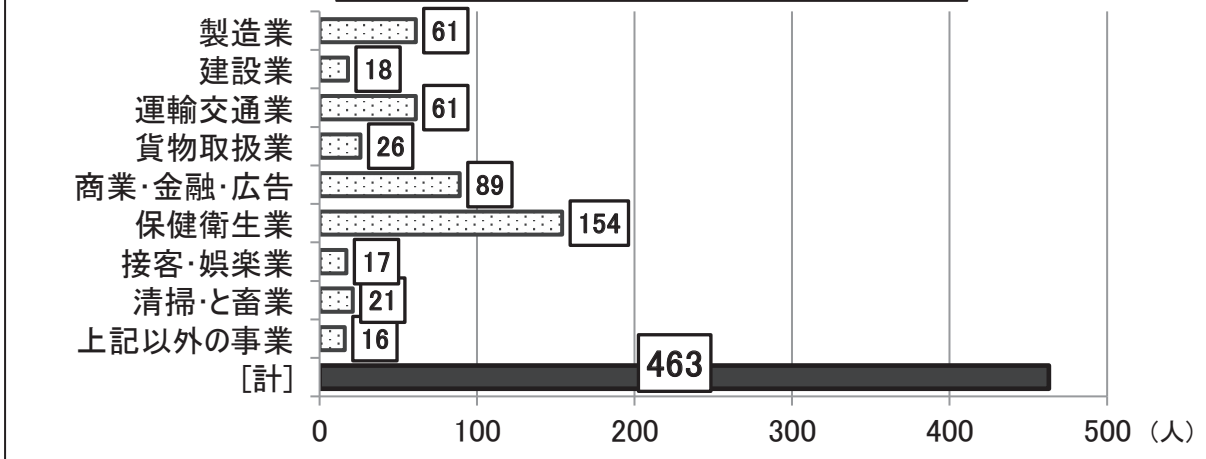
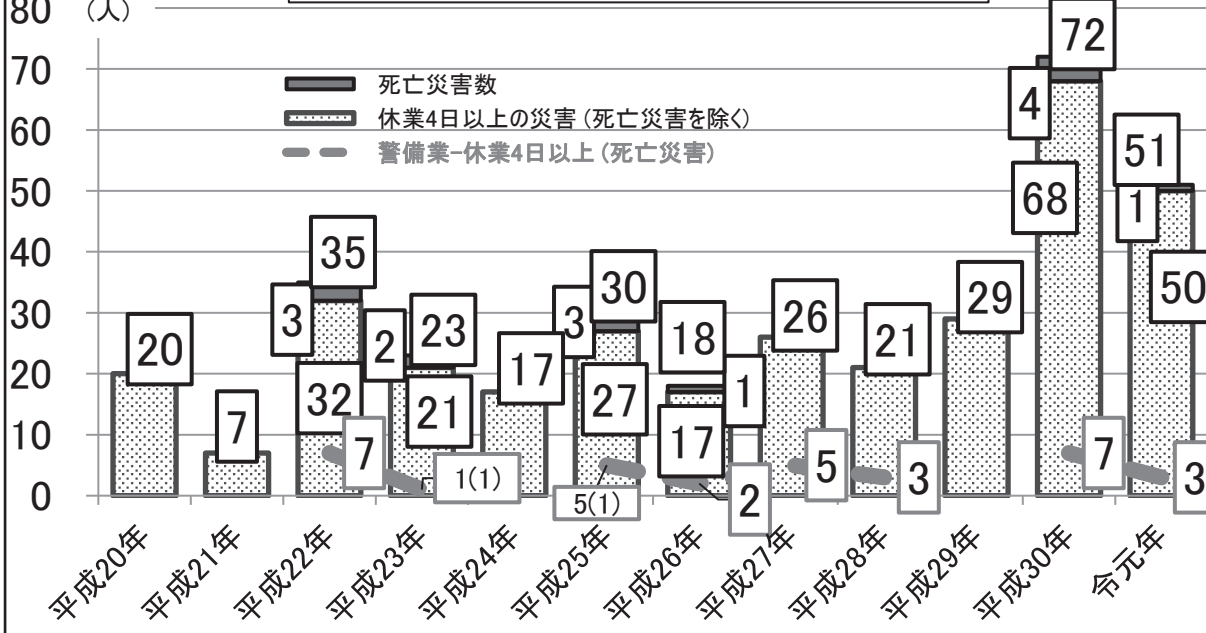


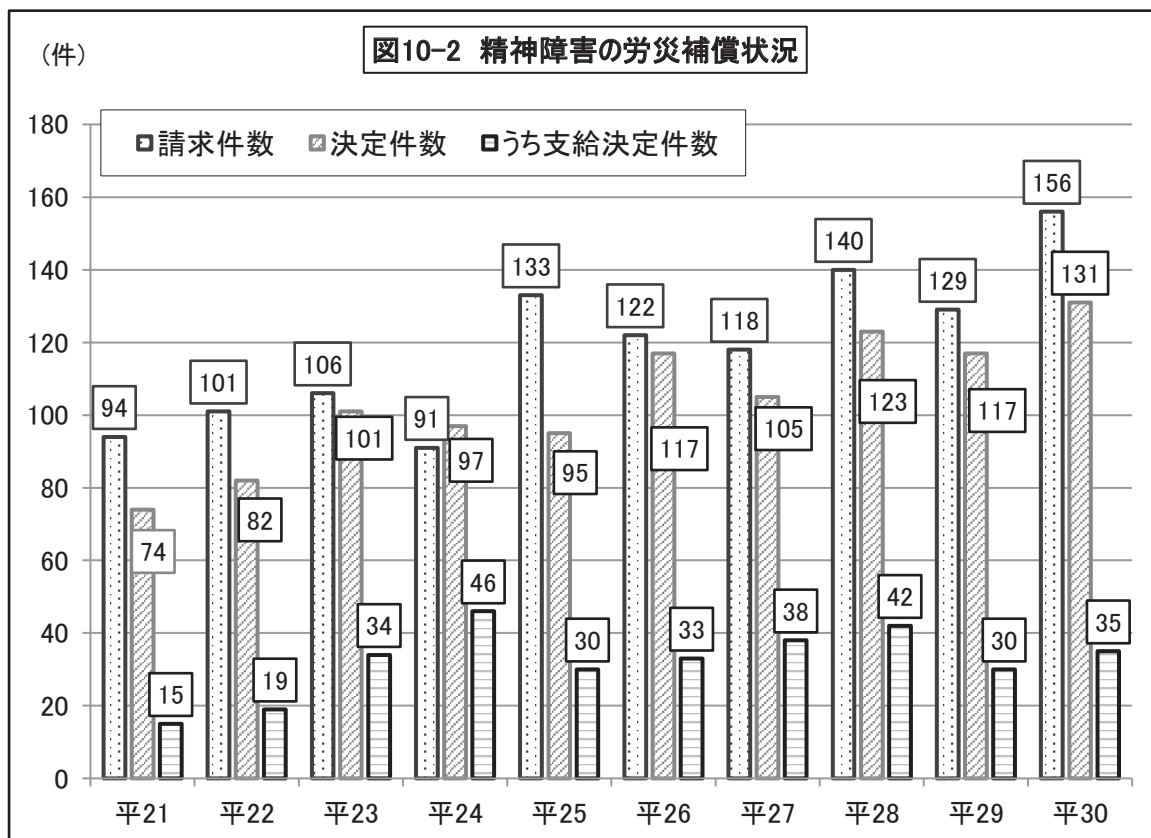
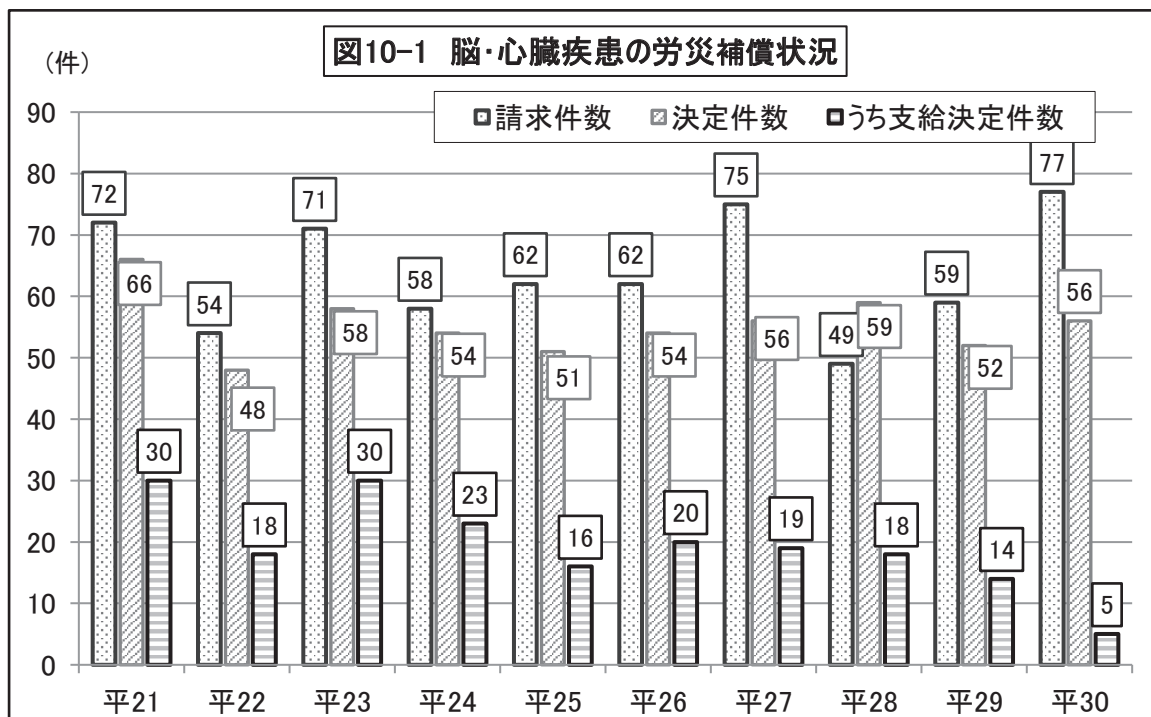
図9-4 年次別 熱中症による労働災害発生状況



図・表の統計数値—いずれも、神奈川県労働局 労働者死傷病報告 から

10 労災保険給付等状況(脳・心臓疾患及び精神障害)

平成30年度の労災保険給付における脳・心臓疾患の請求件数は77件(前年度比+18)、業務上としての労災支給決定件数は5件(前年度比△9)、精神障害等の請求件数は156件(前年度比+27)、業務上支給決定件数は35件(前年度比+5)でした。(図10-1・10-2)



(神奈川県労働局 労災補償課調べ)

11 健康診断結果

(1) 定期健康診断の実施状況

令和元年の定期健康診断の結果、何らかの所見のあった者の割合(有所見率)は57.15%で、平成30年から1.28ポイント増加しました。全国平均(56.64%)に比較した有所見率は令和元年もまた全国平均を上回りました。(表11-1、図11-1・11-2)

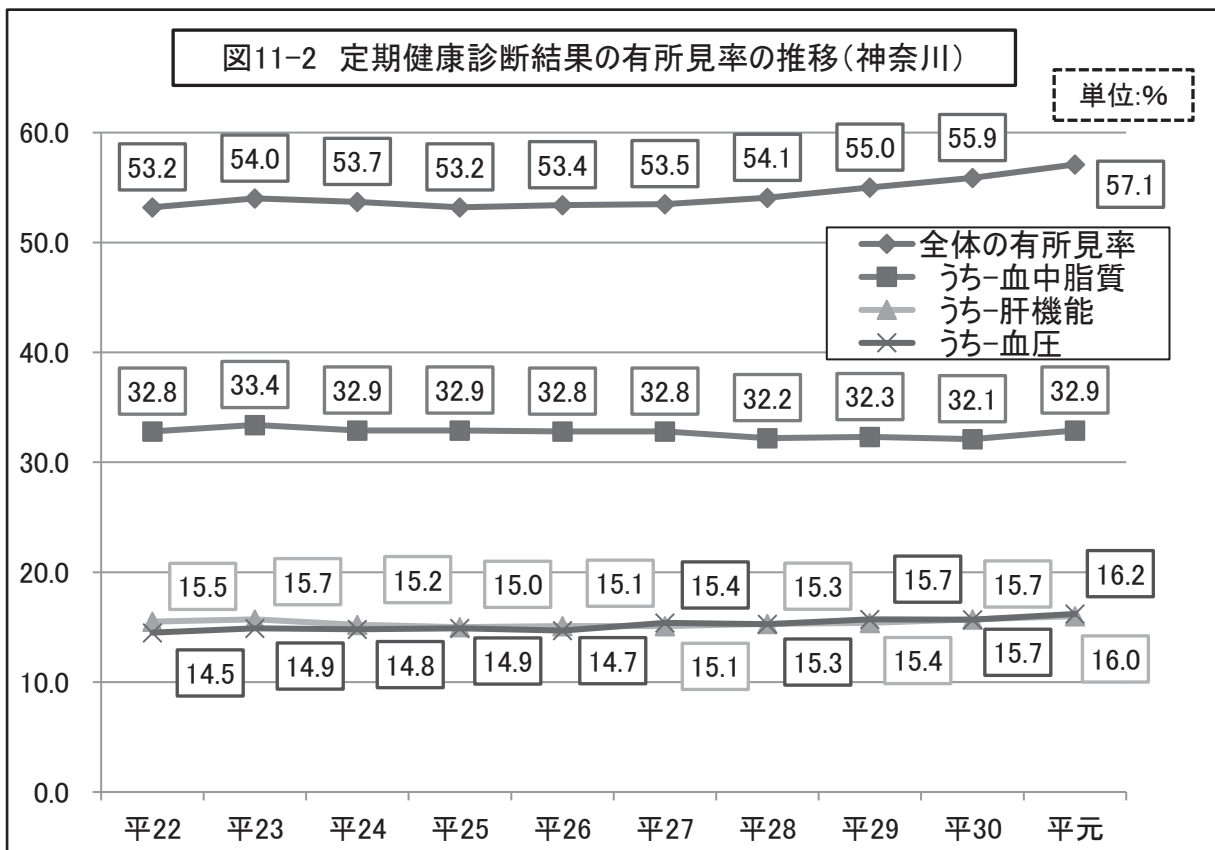
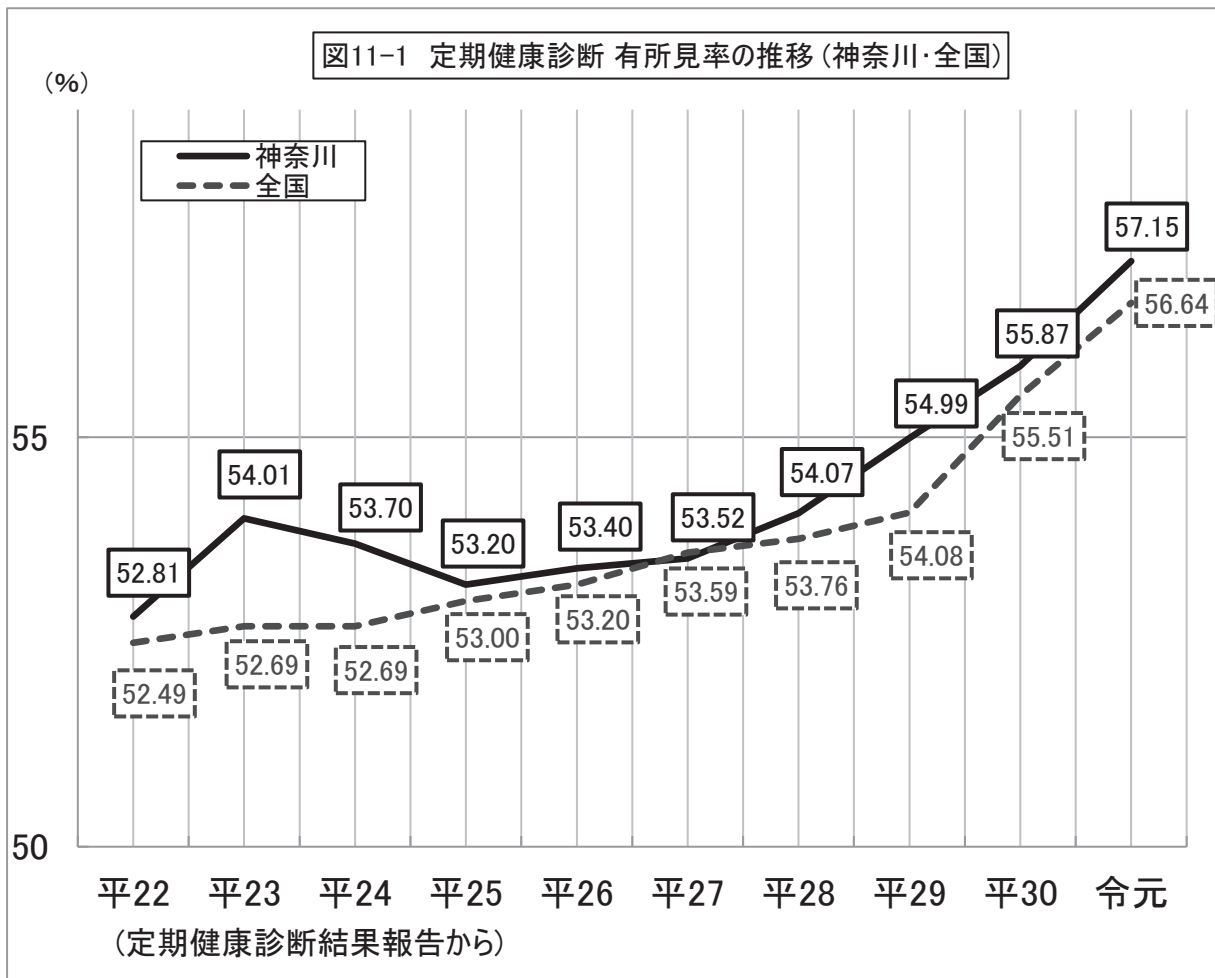
特殊健康診断では、鉛業務、特定化学物質で有所見率が前年を上回りましたが、電離放射線、有機溶剤の有所見率は前年をやや下回りました。(表11-2、図11-3)

(統計数値は全て、神奈川県労働局 定期健康診断結果報告・特殊健康診断結果報告 から)

(平成30年1月~12月)

表11-1 業種別定期健康診断実施状況(令和元年分)

区分 業種	実施者数	有所見者数	有所見率(%)	医師の指示人数	聴力		聴力		聴力		胸透X線	喀痰		血圧		貧血		肝機能		血中脂質		血糖		尿酸		尿蛋白		心電図		歯科検診				
					1000Hz	4000Hz	その他	有所見者数	実施者数	有所見者数		実施者数	有所見者数	実施者数	有所見者数	実施者数	有所見者数	実施者数	有所見者数	実施者数	有所見者数	実施者数	有所見者数	実施者数	有所見者数	実施者数	有所見者数	実施者数	有所見者数	実施者数	有所見者数	実施者数	有所見者数	実施者数
食料品製造業	233	35,494	20,633	30.1	10,201	287	31,190	5.7	31,139	7.0	5,311	0.8	31,994	54	622	0.6	35,492	17.7	31,541	8.3	32,165	14.9	30,990	31.9	31,001	12.0	35,060	2.7	35,170	4.4	29,921	9.7	549	0.0
化学工業	179	27,546	14,986	54.4	7,940	288	24,338	3.2	24,417	5.5	4,069	0.2	24,891	3.7	246	0.8	27,545	17.3	25,723	5.1	25,859	16.2	25,566	31.7	25,461	10.4	27,454	2.7	27,469	2.9	23,626	7.6	1,473	2.7
金属製品製造業	98	8,027	4,740	59.1	2,279	284	7,868	4.3	7,699	10.2	646	0.5	7,617	4.7	0	0.0	8,027	20.5	7,206	4.8	7,391	18.5	7,368	32.7	7,375	11.8	7,812	2.9	7,976	3.3	6,985	7.9	508	29.9
一般機械器具製造業	187	27,494	15,544	56.7	7,926	549	24,434	3.0	24,434	7.6	4,479	0.4	25,934	5.4	396	5.1	27,431	17.6	24,532	3.6	25,114	19.2	25,101	32.6	25,059	11.9	27,385	2.7	27,389	3.6	23,817	8.3	494	14.7
電気機械器具製造業	227	39,078	23,013	58.9	13,066	335	34,961	2.9	35,008	5.5	4,753	0.4	36,237	6.0	302	1.3	39,078	15.3	35,614	4.6	35,658	19.4	35,625	35.4	35,654	10.9	38,966	3.0	38,863	2.8	34,117	9.2	1,464	30.4
輸送用機械器具製造業	172	38,229	21,180	55.5	9,355	258	32,865	3.8	32,265	11.6	5,177	0.4	31,688	6.5	358	1.1	38,227	19.1	29,358	4.9	29,686	19.5	29,770	33.8	29,674	15.5	36,114	3.0	36,170	5.5	27,603	9.7	1,107	27.1
上記以外の製造業	337	37,158	21,526	57.9	10,831	291	33,813	3.9	33,663	8.2	5,089	0.2	33,370	5.3	351	8.8	37,158	18.9	32,213	5.9	33,668	17.7	33,601	32.5	33,496	10.6	36,783	3.1	36,731	3.6	30,373	11.0	819	0.4
製造業小計	1,433	210,956	121,622	57.7	61,618	292	188,767	3.8	188,995	7.7	29,534	0.4	191,726	54	2,275	2.9	210,948	17.7	187,187	5.5	189,561	17.9	188,011	33.1	188,320	11.8	209,574	2.9	209,968	3.8	176,442	9.3	6,354	15.8
土木事業	34	2,368	1,645	69.5	1,029	435	2,294	7.8	2,294	21.2	180	0.0	2,267	9.4	62	0.0	2,368	26.2	2,301	7.2	2,349	19.7	2,348	37.7	2,358	16.0	2,363	5.5	2,283	8.6	2,281	11.4	36	0.0
建築工業	84	8,308	4,528	54.5	2,642	318	8,047	2.8	8,051	7.4	397	0.0	7,999	3.8	373	0.0	8,308	15.4	8,167	4.8	8,167	16.2	8,167	30.8	8,169	10.8	8,291	3.7	8,291	3.6	7,906	7.8	92	32.6
その他の建設業	66	11,317	7,450	65.8	4,190	370	10,424	2.7	10,461	6.4	1,184	1.1	11,038	6.1	127	15.0	11,317	20.0	11,003	7.1	11,231	21.9	11,220	41.1	11,223	12.1	11,270	3.9	11,304	4.4	8,894	11.4	9	66.7
建設業小計	184	21,953	13,623	61.9	7,861	357	20,765	3.3	20,816	8.4	1,741	0.7	21,304	5.5	562	3.4	21,953	18.9	21,471	6.2	21,747	19.5	21,736	36.8	21,759	12.1	21,924	4.0	21,959	4.6	20,081	10.0	137	26.3
運輸交通業	702	61,456	38,199	62.2	20,284	330	55,112	5.0	54,901	13.2	11,082	0.7	54,838	6.6	805	7.1	61,427	22.2	51,311	6.8	52,125	18.7	52,263	36.9	52,166	14.3	61,174	5.0	61,248	5.7	51,517	11.9	8	0.0
商業	1,305	99,106	57,122	57.6	31,946	316	88,617	4.8	88,591	5.3	11,988	0.6	96,055	4.0	887	2.1	99,106	18.0	90,735	8.0	91,739	13.0	90,653	33.5	90,495	11.5	98,348	2.8	98,364	4.0	87,594	8.7	590	39.2
上記以外の事業	3,702	449,797	251,343	55.9	121,861	271	387,707	3.5	386,995	6.0	60,535	0.5	417,116	5.4	5,514	0.9	449,194	14.2	413,192	7.1	414,856	15.2	413,586	32.0	412,571	10.4	446,323	2.6	446,911	4.3	368,987	10.1	5,900	15.8
合計	7,326	843,308	481,909	57.1	242,970	288	740,278	3.8	740,278	7.0	114,890	0.5	781,030	5.3	10,013	2.1	842,658	16.2	763,896	6.8	770,028	16.0	766,279	32.9	765,311	11.2	837,343	2.9	838,269	4.3	702,621	9.8	12,279	17.0
平成30年	6,995	828,300	463,354	55.9	228,339	275	710,468	3.8	709,353	6.7	113,563	0.4	768,917	5.1	9,004	2.7	828,088	15.7	739,081	6.7	743,081	15.7	738,584	32.1	734,510	11.6	823,822	2.7	824,356	4.1	681,930	9.7	10,537	17.2

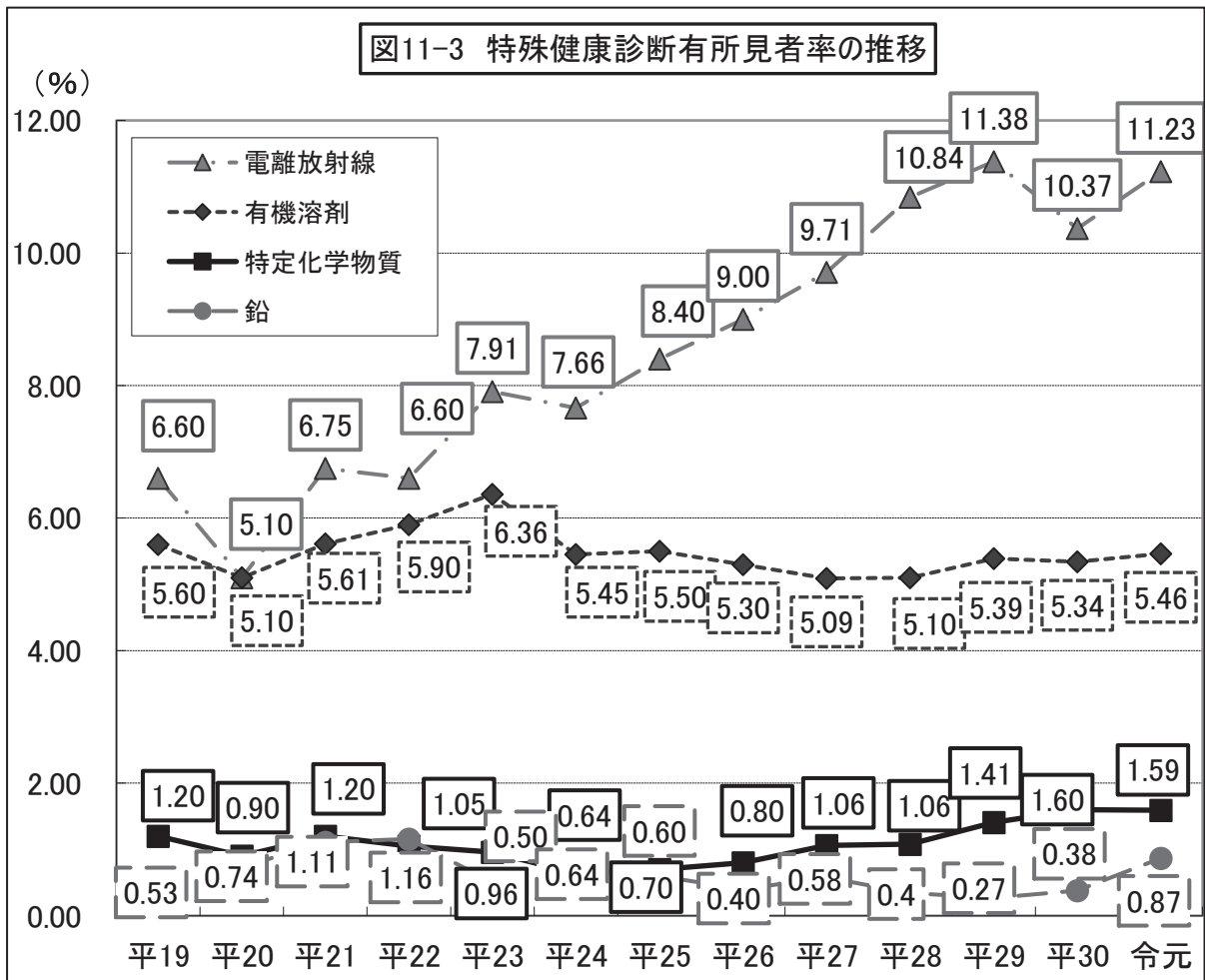


(2) 特殊健康診断の実施状況

表11-2 年次別特殊健康診断実施状況

(単位:人、%)

年次		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		
実施事業場数		4,761		4,922		5,206		5,728		5,270		5,270		
種類	業務別	受診	有所見率	受診	有所見率	受診	有所見率	受診	有所見率	受診	有所見率	受診	有所見率	
		労働者数		労働者数		労働者数		労働者数		労働者数		労働者数		
規則によるもの	有機溶剤	43,875	5.3	44,630	5.1	44,056	5.1	44,345	5.1	44,205	5.3	46,670	5.5	
	鉛	3,978	0.4	4,112	0.6	3,564	0.3	4,058	0.3	4,263	0.4	4,489	0.9	
	四アルキル鉛	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	電離放射線	19,461	9.0	20,366	9.7	19,852	10.8	19,182	11.2	19,187	10.4	20,578	11.2	
	特定化学物質	30,488	0.8	44,408	1.1	50,167	1.1	53,199	1.0	55,807	1.6	60,575	1.6	
	高気圧	151	0.7	199	2.5	183	7.1	173	7.5	272	0.4	243	1.6	
	石綿	2,893	1.28	3,030	2.1	1,830	3.1	2,931	1.9	3,336	2.1	2,984	1.2	
	小計	100,846	4.3	116,745	4.1	117,822	4.3	120,957	4.1	123,734	4.3	132,555	4.5	
	指導勧奨によるもの	紫外線・赤外線	5,693	1.3	5,885	2.0	5,697	1.9	6,030	1.8	6,138	2.4	6,136	2.1
		騒音	19,751	13.0	22,573	10.4	19,168	14.0	22,165	12.1	22,165	11.4	23,738	13.1
マンガン等		263	0.0	142	0.0	147	0.0	199	0.0	184	9.2	137	0.0	
有機りん剤		102	0.0	92	0.0	54	0.0	98	0.0	95	0.0	111	0.0	
亜硫酸ガス		37	2.7	38	0.0	47	12.8	33	18.2	29	0.0	40	0.0	
脂肪族の塩化または臭化合物		103	0.0	91	0.0	62	0.0	163	0.0	46	21.7	37	0.0	
砒素(三酸化砒素を除く)		156	3.2	158	0.0	191	3.1	166	3.6	134	1.5	158	0.6	
メチレンジフェニルイソシアネート		227	0.0	180	0.0	229	0.0	231	0.0	253	3.2	262	0.4	
振動工具(チェンソー以外)		4,227	6.7	4,141	9.3	4,192	9.9	4,604	9.0	4,593	8.7	4,925	6.9	
重量物		727	14.0	660	7.7	891	12.0	669	16.0	1,022	14.0	1,163	11.7	
引金付工具		2,987	4.9	2,898	4.6	2,897	4.8	3,594	3.8	3,900	6.5	3,606	6.5	
VDT作業		33,485	2.7	35,150	3.0	36,242	3.6	32,522	4.0	34,176	3.7	34,176	4.6	
レーザー機器		1,721	4.7	2,069	4.2	1,947	4.2	1,941	4.2	2,272	3.0	2,117	3.5	
その他		175	2.9	121	11.6	166	9.6	130	12.3	859	2.7	703	7.4	
小計	69,654	6.0	74,198	4.2	71,930	6.8	72,545	6.7	75,866	6.5	77,309	7.3		
合計	167,607	5.1	187,913	4.8	189,752	5.2	193,502	5.1	199,600	5.1	209,864	5.5		



(3) じん肺健康管理実施状況

じん肺健康診断の有所見者数は22人に増加しましたが、有所見率(0.17%)は全国平均(0.78%)を下回っています。(表 11-3) (じん肺健康管理実施状況報告から)

表11-3 じん肺健康管理実施状況

年	じん肺健診 受診労働者数	有所見者数				有所見率(%)	
		管理2	管理3	管理4	計	神奈川	全国
16	10,309	168	54	0	222	2.2	3.6
17	11,204	113	33	0	146	1.3	3.1
18	12,800	109	43	0	152	1.2	2.7
19	11,419	84	31	0	115	1.0	2.3
20	11,498	102	10	14	126	1.1	2.2
21	11,785	65	4	1	70	0.6	2.0
22	12,514	62	20	0	82	0.7	1.6
23	11,023	51	14	0	65	0.6	1.4
24	11,769	37	7	0	44	0.4	1.3
25	10,703	27	4	0	31	0.3	1.0
26	11,036	22	2	1	25	0.2	0.9
27	13,599	25	6	3	34	0.3	1.0
28	11,613	10	0	1	11	0.09	0.66
29	10,502	13	0	0	13	0.12	0.64
30	14,740	13	1	1	15	0.10	0.74
元	12,571	20	1	1	22	0.17	0.78

※ 本統計には随時申請によるものは含まない。

(4) ストレスチェック制度の実施状況

令和元年に実施されたストレスチェック制度に関し、提出のあった事業場において検査を実施したのは対象労働者のうち 75.45%、このうち、医師による面接指導を受けたのは全体の 0.47%という状況になっています。(図 11-4、表 11-4)

図11-4 ストレスチェック検査・面接指導実施状況(神奈川分)

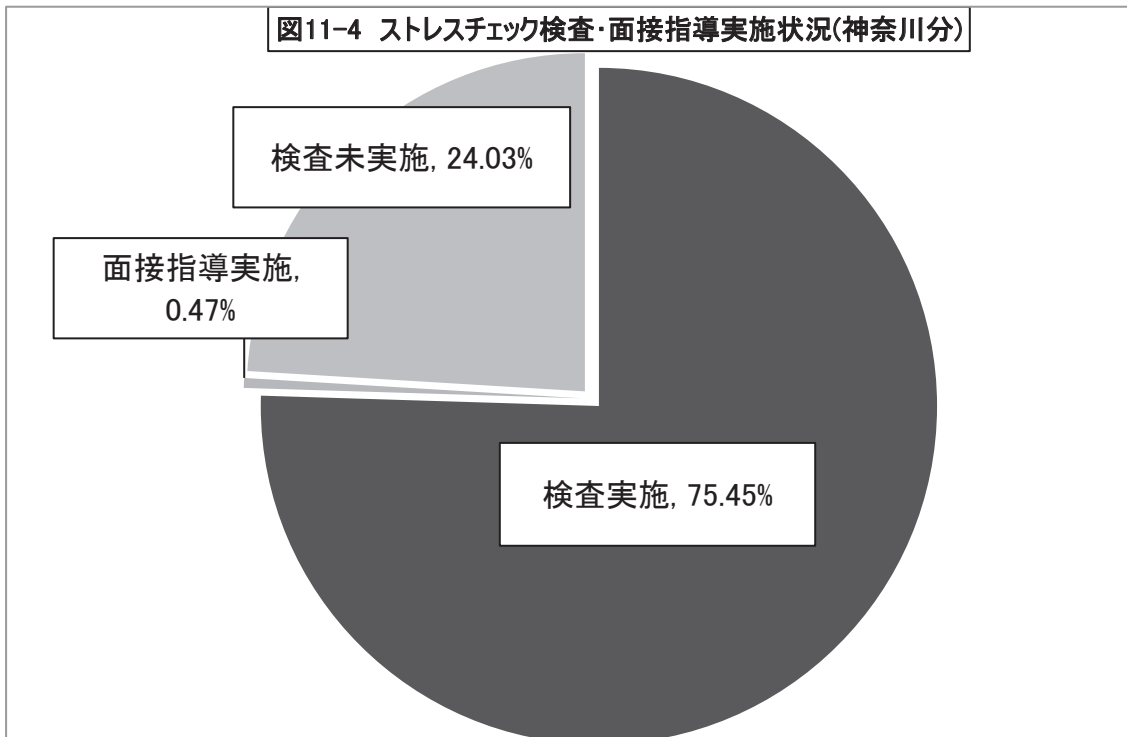
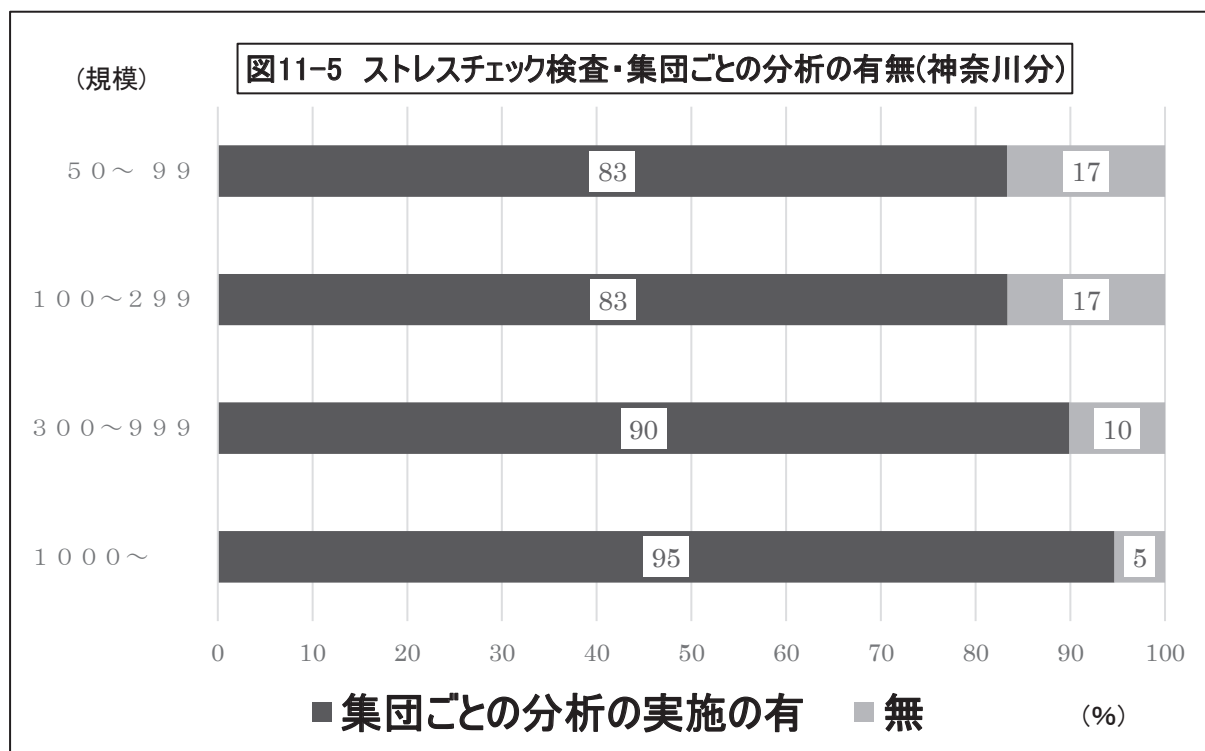


表11-4 令和元年「心理的な負担の程度を把握するための検査」実施状況(規模別)

規模	検査実施事業場数	在籍労働者数	検査を受けた労働者数				検査実施率	面接指導を受けた労働者数				面接指導実施率	集団ごとの分析の実施の有無	
			検査を実施した者			合計		面接指導を実施した医師			合計		分析あり事業場数	分析なし事業場数
			専任産業医	専属医師等	非専属医師等			専任産業医	専属医師等	非専属医師等				
50～99	3,477	244,306	91,081	11,703	74,141	176,925	72.42	816	64	173	1,053	0.60	2,897	580
100～299	2,570	411,028	154,975	21,341	116,724	293,040	71.29	1,174	45	254	1,473	0.50	2,143	427
300～999	643	299,434	149,972	21,345	66,078	237,395	79.28	875	43	93	1,011	0.43	578	65
1,000～	94	151,587	83,601	11,565	32,249	127,415	84.05	333	57	14	404	0.32	89	5
合計	6,784	1,106,355	479,629	65,954	289,192	834,775	75.45	3,198	209	534	3,941	0.47	5,707	1,077

規模	検査実施事業場数	在籍労働者数	検査を受けた労働者数				検査実施率	面接指導を受けた労働者数				面接指導実施率	集団ごとの分析の実施の有無	
			検査を実施した者			合計		面接指導を実施した医師			合計		分析あり事業場数	分析なし事業場数
			専任産業医	専属医師等	非専属医師等			専任産業医	専属医師等	非専属医師等				
50～99	59,358	4,255,941	1,603,267	247,375	1,442,393	3,293,035	77.38	14,378	811	2,421	17,610	0.53	49,225	10,133
100～299	41,791	6,639,886	2,613,840	452,049	2,062,977	5,128,866	77.24	20,800	1,163	3,045	25,008	0.49	35,698	6,093
300～999	9,635	4,494,009	2,118,633	413,773	1,050,863	3,583,269	79.73	12,007	908	1,612	14,527	0.41	8,684	951
1,000～	1,273	2,395,518	1,476,482	194,488	283,127	1,954,097	81.57	7,073	622	476	8,171	0.42	1,185	88
合計	112,057	17,785,354	7,812,222	1,307,685	4,839,360	13,959,267	78.49	54,258	3,504	7,554	65,316	0.47	94,792	17,265

(図 11-4、表 11-4 とも、「心理的な負担の程度を把握するための検査等報告書」から)



12 『神奈川県労働局 第13次労働災害防止推進計画』の概要

神奈川県労働局 令和2年4月作成

計画期間

*平成30年度～令和4年度（5か年計画）

計画の全体目標

*令和4年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少（平成29年比）

*令和4年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少（同上）

【平成29年（比較基準年）：死亡者数30人、死傷者数6551人】

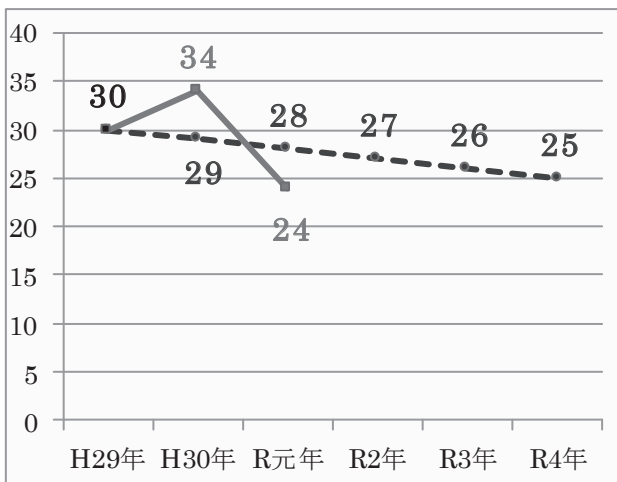
【令和4年（最終目標）：死亡者数25人以下、死傷者数6223人以下】

7つの重点事項

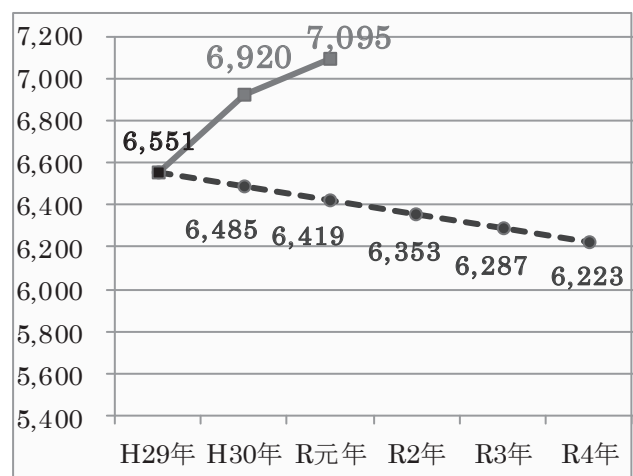
- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

令和4年目標への各年の具体的数値目標

《死亡者数》



《死傷者数》



(点線のグラフは平成30年計画策定時の最終目標までの指標数値)

重点事項ごとの具体的取組

1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

(1) 建設業における墜落・転落災害等の防止

* 墜落・転落災害防止対策の徹底 * 解体工事における安全対策の徹底 * 令和2年東京オリンピック・パラリンピック関連工事及びインフラ整備工事の増大に伴う対策の徹底 * 自然災害時、災害復旧時の工事における安全対策の徹底 * 伐木等の作業における安全管理の徹底 * 安全教育の徹底 * 「危険の見える化」措置の活用促進 * 建設業労働災害防止協会神奈川支部・各分会との連携の強化 * 熱中症予防対策の徹底

(2) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害の防止

* 「機械の包括的な安全基準に関する指針」によるリスクアセスメントの実施の促進 * 「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点とした、機械設備の本質安全化等災害防止対策の徹底 * 「危険の見える化」措置の活用促進 * (公社)神奈川労務安全衛生協会本部・各支部や神奈川工業会等の関係団体との連携強化

(3) 熱中症対策

* 早期警戒及び適切な作業計画による予防対策の徹底 * 健康管理等の徹底及び早めの対処等による重症化の防止 * JIS規格に適合した WBGT 値測定器の普及促進及び WBGT 値の測定とその結果に基づく必要な措置の推進 * 建設業における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの普及促進

2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

(1) 労働者の健康確保対策の強化

* 企業における健康確保措置の推進 * 産業医・産業保健機能の強化

(2) 過重労働による健康障害防止対策の推進

* 長時間労働者に対する医師による面接指導の対象者の見直しや労働時間の客観的な把握等、労働者の健康管理対策を強化

(3) 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

* 各事業場における総合的なメンタルヘルス対策の推進 * 神奈川産業保健総合支援センターによる支援 * 労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づく取組の推進 * 各事業場におけるパワーハラスメント対策の推進 * 令和2年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を活用した健康促進

3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

(1) 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応

(ア) 第三次産業対策（社会福祉施設、小売業・飲食店）

* 多店舗展開企業等に対する取組 * 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の実施 * 多店舗展開企業等の本社等に対する指導の実施 * 多店舗展開企業等以外の重点業種の事業場に対する指導の実施 * 業界単位での労働災害防止対策の推進 * 中央労働災害防止協会との連携 * 安全衛生教育の推進 * 転倒災害、腰痛災害防止の推進 * 危険の見える化の推進

(イ) 陸上貨物運送事業対策

* ①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走、⑤トラック後退時の事故（以下「荷役 5 大災害」という。）の防止対策の推進 * 陸運事業場への支援 * 「荷役作業における安全ガイドライン」、「交通労働災害防止のためのガイドライン」及び「職場における腰痛予防対策指針」に基づく荷役作業の労働災害防止対策の普及促進 * 陸運事業者及び荷主等による連絡協議会の推進 * 陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部との連携

(ウ) 転倒災害の防止

* 「STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川」の効果的な展開 * 「ころばNICEかながわ体操」の周知及び活用促進

(エ) 腰痛災害の予防

* 安全衛生教育の確実な実施 * ストレッチを中心とした腰痛予防体操の推進 * 介護等の施設管理者と現場職員を対象としたセミナーへの参加勧奨 * 介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進 * 荷物の積み卸し等の定型的な重筋業務に対する機械等の普及促進 * 陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部との連携

(オ) 交通労働災害対策

* 春・秋の交通安全運動等の時期に合わせた教育の推進 * 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底

(カ) クレーン、移動式クレーンの玉掛け作業に起因する労働災害の防止

*規則改正された3t未満の移動式クレーンに係る過負荷防止装置構造規格についての周知徹底 *「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」に定める事項の周知徹底

(キ) 職場における「危険の見える化」の推進

*「危険の見える化」に配慮した労働災害防止に関する標識、掲示等の普及促進 *「危険の見える化」について神奈川県ホームページを活用した情報提供

(2) 高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止

*高齢労働者に配慮した職場環境の改善 *転倒災害や腰痛予防のための取組強化 *（改正予定）「高齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」及び企業の取組事例について、神奈川県労働局ホームページ等を活用した周知活動の推進 *「危険の見える化」措置の活用促進

4 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

(1) 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

*法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を促進 *労働者自ら健康の保持増進に努めるよう啓発

(2) 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

*労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進 *神奈川県産業保健総合支援センター等に配置される「両立支援コーディネーター」の活用を促進

5 化学物質等による健康障害防止対策の推進

(1) 化学物質による健康障害防止対策

*「化学物質等による危険性又は有害性の調査に関する指針」を踏まえたリスクアセスメントの実施の促進 *がん原性指針上の対象物質の有害性に関するラベル表示及びSDS交付等、化学物質譲渡・提供者に係る基礎資料の整備を促進

(2) 石綿による健康障害防止対策

*建築物解体工事について、石綿使用の把握漏れ防止の徹底や石綿による健康障害防止対策について周知徹底 *労働安全衛生法に基づく届出等や石綿ばく露防止対策等を徹底

(3) 受動喫煙防止対策

*受動喫煙防止対策の必要性及び支援制度の周知・啓発

(4) 粉じん障害防止対策

*「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく粉じん障害防止対策の徹底

6 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

(1) 安全衛生専門人材の育成、専門人材の活用

*安全衛生専門人材の育成及び事業場外の専門人材の活用

(2) 企業のマネジメントへの安全衛生の取組

*安全衛生優良企業公表制度及び健康経営について周知

(3) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

*国際規格ISO45001の発効に合わせた、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進 *改訂を予定している労働安全衛生マネジメントシステムの指針の普及促進

(4) 関係行政機関及び働き方の多様化に対応した対策の推進

*関係行政機関との連携・協働 *国、神奈川県、各市町村との連携・協働 *専門家との連携・協働 *労働災害防止団体との連携・協働 *業界団体との連携・協働 *産業保健機関等との連携・協働

7 安全衛生教育及び人材育成の推進

*「安全衛生教育推進要綱」に基づく教育及び研修の推進 *労働者の生涯を通じた安全衛生教育等の実施管理体制の確立 *「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業者が適切に対処するための指針」に示す安全衛生教育について周知・指導 *派遣労働者に対する教育の徹底 *事業者団体及び安全衛生団体に対する指導・援助

重点対策の目標設定

※平成30年から令和4年の上段は目標値、下段は実績を示す

	業種	種別	平成29年	減少目標	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
災害減少	全業種	死亡者数	30	15%減少	29 34	28 24	27	26	25	
		死傷者数	6,551	5%減少	6,485 6,920	6,419 7,095	6,353	6,287	6,223	
	小売業	死傷者数	839	5%減少	830 937	821 917	813	805	797	
	社会福祉施設 ※	死傷者数	621	5%減少	623 634	625 723	627	629	630	
	飲食店	死傷者数	364	5%減少	360 378	356 399	352	348	345	
	陸上貨物運送事業	死傷者数	925	5%減少	915 982	905 981	896	887	878	
	建設業	死亡者数	6	15%減少	5 10	5 10	5	5	5	
		死傷者数	730	10%減少	715 727	700 808	685	671	657	
	製造業	死亡者数	6	15%減少	5 6	5 2	5	5	5	
		死傷者数	1,022	10%減少	1,000 1,044	979 1,061	959	939	919	
健康確保・職業性疾病対策	メンタルヘルス対策		① メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:平成28全国値)とする。 ② ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者50人以上の事業場の割合を85%以上(78.7%:平成29神奈川)とする。							
	腰痛予防対策	小売業	死傷者数	58	5%減少	57 65	56 59	55	54	54
		社会福祉施設 ※	死傷者数	131	5%減少	131 108	131 118	131	131	132
		飲食店	死傷者数	11	5%減少	10 10	10 6	10	10	10
		陸上貨物運送事業	死傷者数	70	5%減少	69 50	68 61	67	66	66
	熱中症対策		熱中症による死亡者数を平成25年から平成29年までの5年間と比較して、平成30年から令和4年までの5年間で5%以上減少させる(目標値:5年間で3人以下→実績:平成30年4人+令和元年1人)							

注1)「災害減少」の「種別」欄の「死傷者数」は、死亡及び休業4日以上の災害の略である。

注2)「災害減少」の「令和4年最終目標」欄の「○○%減少」は、「平成29年の災害発件数に対して令和4年までに、○○%以上減少させる」の略である。

注3)社会福祉施設については、過去の労働者の増加状況から令和4年の労働者数を予測し、これを基に死傷年千人率を算定し、減少目標数を導き出したものである。

13 令和元年に発生した死亡災害の概要

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 13時頃	建築工事業 10人～29人 30歳台	乗用車、バス、 バイク 交通事故 (道路)	民家解体工事現場に面した道路に駐車したトラックに乗り込もうとしたところ、後方から走行してきた乗用車に激突されたもの。
2	1月 17時頃	陸上貨物 運送事業 ～9人 50歳台	乗用車、バス、 バイク 交通事故 (道路)	配送業務を終え、会社の駐車場から道路を横断して事務所に戻る途中に乗用車に激突されたもの。
3	1月 13時頃	建築工事業 ～9人 50歳台	はしご等 墜落、転落	個人住宅の2階ベランダ改修工事において、はしご(脚立を広げたもので長さ3.9メートル)を立て掛け、それに乗りながらベランダ部材の取り外し作業中に、地面まで墜落したもの。
4	3月 19時頃	その他の 事業 10人～29人 50歳台	起因物なし その他	機械設備の保守メンテナンス業務のため、客先の工場に出張を続けていたところ、出張先で倒れたもの。その後の調査で、長時間労働による過重な業務に従事していたと認められた。
5	3月 16時頃	建築工事業 ～9人 30歳台	屋根、はり、 もや、けた、 合掌 墜落、転落	マンション改修工事(屋上と庇の防水工事)において、3階屋上からはしご(脚立を広げたもので長さ2.4メートル)を使用して庇に降りる際、庇から9.6メートル下の地面に、はしごと共に墜落したもの。
6	4月 0時頃	陸上貨物 運送事業 30人～49人 50歳台	その他の 動力運搬機 激突	ターレット式構内運搬自動車を運転してエレベーターに乗り込む際、エレベーターの扉が下がりきる前に乗り込もうと加速したが間に合わず、扉の下端に頭部が激突したもの。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
7	4月 18時頃	商業 (その他の 小売業) ~9人 20歳台	乗用車、バス、 バイク 交通事故 (道路)	原動機付自転車を運転して料理を宅配中、信号のない交差点に進入した際に、右から直進してきた乗用車に衝突されたもの。
8	5月 0時頃	その他の 建設工事業 10人~29人 30歳台	階段、棧橋 墜落、転落	朝、社屋の2階事務所に通じる外階段の最上部踊り場の5.5メートル下の地面に倒れていたもの。前日の夜に一人で帰社し、一度施錠して帰宅しかけたが何かの理由で戻った際、状況は不明だが当該踊り場の手すり(高さ1.1メートル)を越えて落ちたと推測される。
9	6月 14時頃	輸送用機械等 製造業 300人以上 30歳台	クレーン 激突され	天井クレーンで吊ったプレスของ 金型(重量約20トン)のそばで倒れていたもの。金型を吊って移動中か金型清掃中に、無線式コントローラーのボタンに何かが不意に接触したか誤操作によって、天井クレーンが自身の方向に横行し、吊り荷の金型に激突され、当該金型と背後の金型との間に挟まれたものと推測される。
10	7月 14時頃	建築工事業 10人~29人 50歳台	屋根、はり、 もや、けた、 合掌 墜落、転落	工場の屋根の重ね葺き工事において、屋根に設置されたルーフファン(脱気塔)を塗装中、スレート屋根を踏み抜いて約14メートル下のコンクリ床に墜落したもの。
11	7月 11時頃	土木工事業 10人~29人 60歳台	地山、岩石 墜落、転落	道路拡幅工事において、道路脇の山林の中腹に登って伐木作業中、約42度の斜面を約11メートル下の道路まで転落したもの。
12	8月 14時頃	土木工事業 100人~299人 50歳台	高温・低温環境 高温・低温の物 との接触	土地区画整理事業造成工事において、施工管理補助業務に従事していた派遣労働者が、帰宅で利用する最寄り駅構内で倒れているのを発見されたもの。当日は気温が30度を超過しており、高温環境下で測量及び巡視作業を行っていた。病院で熱中症の診断を受け、8日後に死亡したもの。
13	9月 5時頃	建築工事業 ~9人 50歳台	はしご等 転倒	マンション新築工事におけるバルコニーの型枠解体作業場所で、バルコニー天井の水切目地棒を撤去中、脚立に上がろうと踏み面の1段目に右足をかけた際に踏み外して脚立ごと倒れたもの。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
14	9月 5時頃	その他の 事業 ～9人 40歳台	その他の環境等 墜落、転落	電気設備保守点検業務受託先において、電気設備建屋外の地面に倒れていたもの。何らかの理由で2階外壁の張出し床（機械設備搬入用）に出る扉を開けた際に、台風15号の強風に扉が煽られた勢いで張出し床から7.4メートル下の地面に墜落したと推測される。
15	9月 16時頃	化学工業 10人～29人 40歳台	屋根、はり、 もや、けた、 合掌 墜落、転落	工場の屋根に登り、台風15号により開いた穴を点検していたところ、スレート屋根を踏み抜いて5.7メートル下に墜落したものの。
16	9月 15時頃	通信業 300人以上 40歳台	はしご等 墜落、転落	総務担当者として、駐車場出入口の天井設置防犯カメラの配線の位置替えを脚立（天板高さ約1.4メートル）に乗って行っていた際、脚立から落ちて床面に頭を打ったもの。
17	9月 15時頃	建築工事業 ～9人 60歳台	建築物、構築物 崩壊、倒壊	ビルのテナント退去後の原状回復工事で、テナント内のブロック塀を倒して取り除くため、当該塀の下部をタガネとハンマーで解体中、当該塀（高さ1.6×長さ2.8メートル、厚さ12センチメートル、重量約1トン）が作業側側に倒れて下敷きになったもの。
18	9月 10時頃	清掃・と畜業 （ビルメンテ ナンス業） 100人～299人 60歳台	屋根、はり、 もや、けた、 合掌 墜落、転落	マンション管理人として屋上のエキスパンションジョイント修繕箇所を点検しようとしたところ、屋上への経路となる14階の屋根の端から墜落したものの。
19	10月 11時頃	清掃・と畜業 （産業廃棄物 処理業） 10人～29人 60歳台	トラック はさまれ、 巻き込まれ	一人で機械式ごみ収集車（パッカー車）を運転して巡回収集中、ごみ集積場所前に車を停めて、テールゲートの回転板を連続運転させつつ、ごみ袋を投入していたところ、テールゲートホッパー内部に身体の一部が入り込み、回転板に引き込まれたもの。
20	11月 11時頃	清掃・と畜業 （その他の廃棄 物処理業） ～9人 70歳台	トラック 交通事故 （道路）	ごみを巡回収集中のパッカー車が、次のごみ集積場所へ向かうため、右にハンドルを切って発車したところ、助手席のドアが開き、同乗していた収集作業員が道路に落ちて頭を打ったもの。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
21	11月 11時頃	建築工事業 ～9人 50歳台	はしご等 墜落、転落	個人住宅の雨樋の現状確認（リフォーム工事の見積もり作成前）のため営業職が1階屋根にはしご（脚立を広げたもので長さ2.5メートル）を立てて2階屋根に上がろうとしたところ、はしごが倒れ、1階屋根から3メートル下の地面に墜落したものの。
22	11月 23時頃	港湾荷役業 100人～299人 50歳台	トラック 交通事故 (道路)	ふ頭内の信号のないT字路で、直進中トレーラーの左側面に左折中トレーラーが衝突し、左折トレーラーの右運転席ドアが破壊された際に道路に落ちた運転手が、無人走行中の自車のタイヤに轢かれたもの。
23	11月 13時頃	交通運輸業 100人～299人 50歳台	はしご等 墜落、転落	社員寮のエアコン交換作業を行っていた5階居室のベランダの約10メートル下の地面に倒れていたもの。ベランダで脚立（踏み面2段、天板高さ79センチメートル）のどこかに乗り、壁のエアコンホース穴に係る作業中、脚立から落ちた（当日は瞬間風速10メートル/秒を超える天候）際にベランダの手すり壁（高さ1.4メートル）を越えて落ちたと推測される。
24	11月 10時頃	その他の 事業 (警備業) 30人～49人 60歳台	トラック 交通事故 (道路)	警備先事業場の出入りゲートに詰めている警備員が、ゲートを出た大型車が禁止されている右折で道路に入ろうとすると見て、注意のために歩み寄ったところ、当該車両が突然左折したため車体左側に巻き込まれ、引きずられたもの。

参考 他局管内の事業者による死亡災害

番号	発生月	業種	事故の型	発生概要
1	5月	清掃・と畜業	墜落、転落	被災者は、マンションの管理業務を行っており、清掃作業中、4階の踊り場から1階の駐車場まで墜落したものの。
2	9月	陸上貨物 運送事業	交通事故 (道路)	線路沿いの市道を走行してきた大型トラックが切り返しを繰り返し、踏切に進入して立ち往生した際、列車と衝突してトラックが大破炎上、列車が脱線した。衝撃でトラックの運転手が車外に放り出され死亡、列車の運転士、車掌及び乗客30名以上が負傷したものの。
3	12月	交通運輸業	交通事故 (道路)	高速路線バスを運転して首都高のトンネル内を走行中、他の車両火災による煙で視界不良となり、前方の車に衝突したものの。

エイジフレンドリーガイドライン

(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

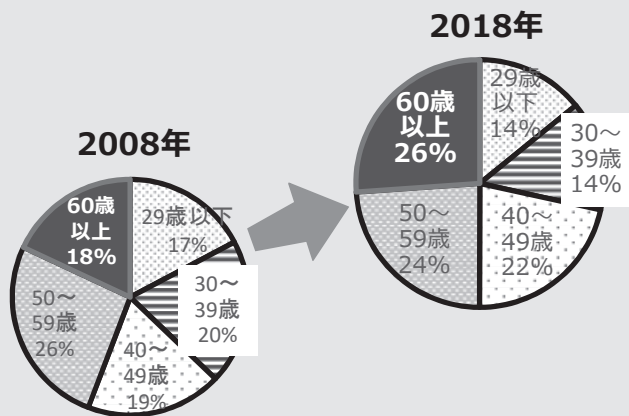
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

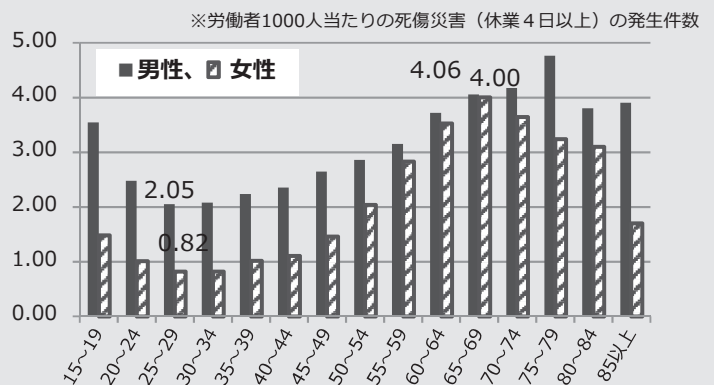
<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>



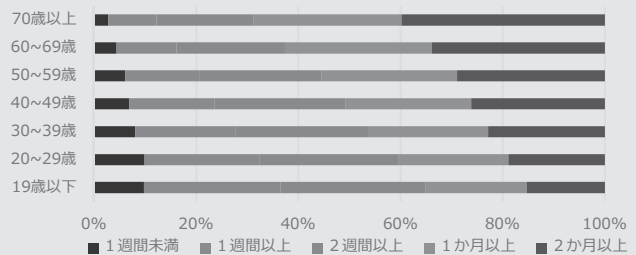
高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

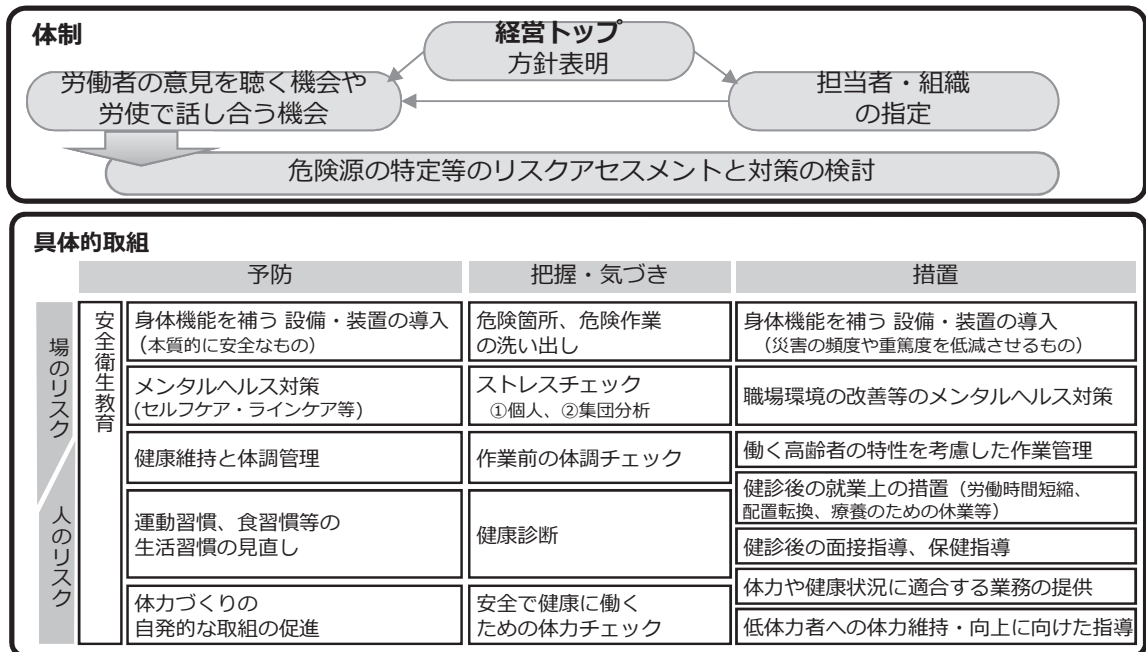
令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



※考慮事項※

- ・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

※考慮事項※

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します
- ※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態
- ※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態
- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



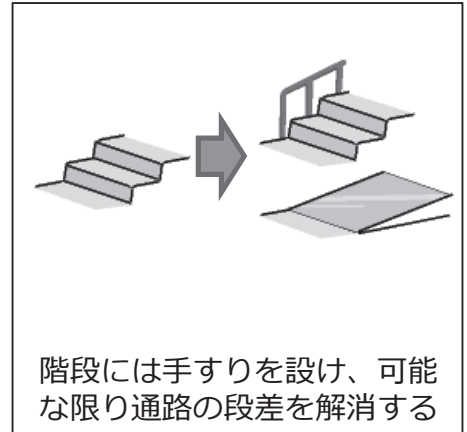
ガイドラインの概要

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

↓対策の例↓



その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

ガイドラインの概要

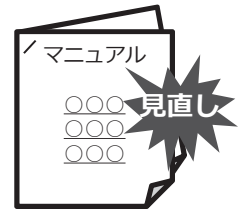
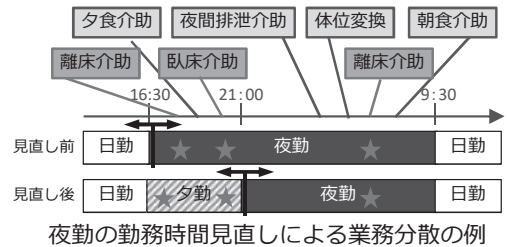
(2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

▼対策の例▼

<共通的な事項>

- ・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢労働者が就労しやすくなります（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
 - ・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
 - ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
 - ・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります
- <暑熱な環境への対応>
- ・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
 - ・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します
- <情報機器作業への対応>
- ・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・その他、以下に掲げる例を参考に、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

▼取組の例▼

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



ガイドラインの概要

(2) 体力の状況の把握


- ・ 高齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・ 体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

⇩ 対策の例 ⇩

- ・ 加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・ 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・ 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

✿ 考慮事項 ✿

- ・ 体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるような職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

体力チェックの一例 詳しい内容は→ 

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計画結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm (身長) =
下の評価表に当てはめると→ **評価**

評価	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25	1.30	1.47	1.66~
	~1.38	~1.46	~1.65		

② 座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると→ **評価**

評価	1	2	3	4	5
(回)	~24	25	26	44	45~
	~28	~43	~47		

③ フランジウォールリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると→ **評価**

評価	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20	30	35	40~
	~29	~32	~39		

④ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると→ **評価**

評価	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1	17.1	55.1	90.1~
	~17	~55	~90		

⑤ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると→ **評価**

評価	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1	30.1	84.1	120.1~
	~30	~84	~120		


II 簡易表（身体的特性）

項目内容	あなたの結果の項目	点数	評価	評価
1. 人ごみの中、正面向き歩行に余裕が、よびついで歩行できるか	① 余裕がない ② 余裕が少しない ③ 人ごみ程度 ④ 少し余裕がある			歩行能力
2. 両手前について前方に歩行はできるか	① 余裕がない ② 余裕が少しない ③ 人ごみ程度 ④ 余裕がある			歩行能力
3. 同様の作業に慣れた歩行はできるか	① 余裕がない ② 余裕が少しない ③ 余裕がある ④ 余裕が十分ある			歩行能力
4. 歩行中、少し前後に足がふらふらしないか	① 余裕がない ② 余裕が少しない ③ 少し前後にふらふらする ④ 余裕がある			歩行能力
5. 歩行中、少し前後に足がふらふらしないか	① 余裕がない ② 余裕が少しない ③ 少し前後にふらふらする ④ 余裕がある			歩行能力
6. 一歩前に歩くと、前後に足がふらふらしないか	① 余裕がない ② 余裕が少しない ③ 少し前後にふらふらする ④ 余裕がある			歩行能力
7. 歩行中に歩行で歩行できるか	① 余裕がない ② 余裕が少しない ③ 少し前後にふらふらする ④ 余裕がある			歩行能力
8. 歩行中に、ついでに歩行できるか	① 余裕がない ② 余裕が少しない ③ 少し前後にふらふらする ④ 余裕がある			歩行能力
9. 歩行中に歩行で歩行できるか	① 余裕がない ② 余裕が少しない ③ 少し前後にふらふらする ④ 余裕がある			歩行能力

それぞれの項目の結果をⅢのレーダーチャートに黒字で記入

III レーダーチャート

評価結果を記入し、下のレーダーチャートに黒字で記入



身体機能計画の評価数字をⅢのレーダーチャートに黒字で記入

(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

エイジフレンドリーガイドラインの概要

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



※考慮事項※

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

※考慮事項※

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
 - ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

▼対策の例▼

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
 - ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

※考慮事項※

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

ガイドラインの概要

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し**、労使の協力の下、以下の取組を実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

好事例を参考にしましょう

取組事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

➤ 厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

➤ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

国による支援等（令和2年度）

エイジフレンドリー補助金（新設）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します 是非ご活用ください
※事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

1 対象者 60歳以上の高年齢労働者を雇用する中小企業等の事業者

2 補助額 補助率2分の1、上限100万円

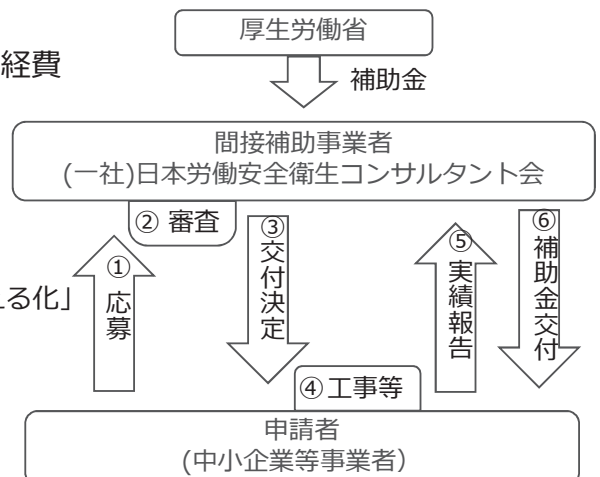
3 対象経費

高年齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費

【措置の例】

- 高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
 - ・作業場内の段差解消
 - ・床や通路の滑り防止
 - ・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
- 健康確保のための取組
 - ・高年齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
 - ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- 高年齢者の特性に配慮した安全衛生教育

※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを確認してください。



高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で現場確認とヒアリングを行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は
無料です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえたアドバイスを行います。

- ◆ 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- ◆ 現場巡視における目の付け所のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

技術支援部業務調整課

技術管理部指導課

技術管理部

教育支援課

技術管理部

03-3452-6366

03-3453-0464

03-3455-3857

03-3452-4981

03-3452-7201

(製造業等関係)

(建設業関係)

(陸上貨物運送事業関係)

(林業・木材製造業関係)

(港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について
65歳超雇用推進プランナー
高齢者雇用アドバイザー
にご相談ください！



65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

65歳超雇用推進プランナー・ 高齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント
- 社会保険労務士
- 中小企業診断士
- 学識経験者
- など



相談・助言

無料

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な相談・助言を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

機構HPはこちら



○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) からご覧いただけます。
○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。



高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は
厚生労働省ホームページに掲載しています

(R2. 3)

神奈川県労働局安全・健康課関連QRコード一覧

労働災害と健康の現状



安全の見える化の取組



第13次労働災害
防止推進計画



STOP!転倒災害
プロジェクト



神奈川県産業保健総合
支援センター(相談)



正しい玉掛作業で
安全確保!



神奈川県働き方改革
推進支援センター



神奈川県労働局労働基準部 安全課・健康課

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 8F

安全課 045 (211) 7352 FAX 045 (211) 0048

健康課 045 (211) 7353 FAX 045 (211) 0048

労働基準監督署一覧

監督署	管轄	郵便番号	所在地	電話番号
横浜南	中区、南区、磯子区、港南区、金沢区	231-0003	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎9階	045-211-7375
鶴見	鶴見区(扇島を除く)	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18	045-279-5486
横浜西	戸塚区、栄区、泉区、旭区、瀬谷区、保土ヶ谷区	240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	045-332-9311
横浜北	西区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区	222-0033	横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎3階	045-474-1252
川崎南	川崎区、幸区、鶴見区扇島	210-0012	川崎市川崎区宮前町8-2	044-244-1273
川崎北	中原区、宮前区、高津区、多摩区、麻生区	213-0001	川崎市高津区溝口1-21-9	044-382-3191
横須賀	横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町	238-0005	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858
藤沢	藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町	251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	0466-97-6748
平塚	平塚市、伊勢原市、秦野市、大磯町、二宮町	254-0041	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	0463-43-8615
相模原	相模原市	252-0236	相模原市中央区 富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	042-861-8631
厚木	厚木市、海老名市、大和市、座間市、綾瀬市、愛甲郡	243-0018	厚木市中町3-2-6 厚木Tビル5階	046-401-1960
小田原	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡	250-0004	小田原市浜町1-7-11	0465-22-7151

当局の事前の書面による承諾なく、販売目的で本出版物のいかなる部分、いかなる様式についても、電子的、電氣的、磁気テープ、機械的、写真複写、またはその他のいかなる手段を問わず、転載、情報検索システムへの保存、伝達を禁止します。

災害発生事例

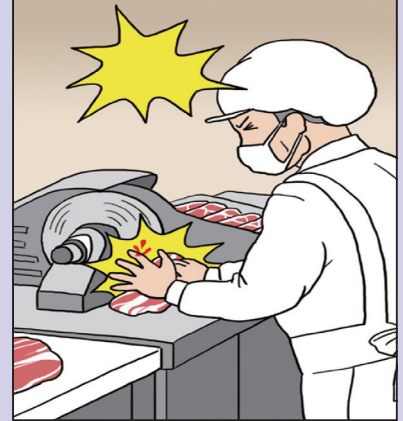
はさまれ・巻き込まれ災害



転倒災害



切れ・こすれ災害



墜落・転落災害



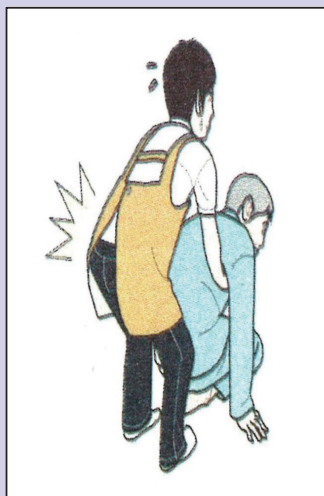
火傷災害



墜落・転落災害



腰痛災害



はさまれ・巻き込まれ災害

